

中世美濃龍徳寺の売券と在地社会

——買主未記載の売券を中心に——

福 島 金 治

はじめに

龍徳寺は、岐阜県揖斐郡池田町本郷所在の臨濟宗寺院である。寺伝では最澄創建の雲門寺が廃寺となった後に観応二（一三五）年に池田教依が再整備して龍徳寺を創建したとし、「美濃明細記」は国枝一源が応永年間に創建し荒廢のち文明年間（一四六九〜八六）に国枝為助が西川宗旬を住持にして中興したという^①。龍徳寺文書は『岐阜県史 史料編 古代・中世一』（一九六九年）に一八三通^②、同書「古代・中世補遺」（一九九九年）に四通^③紹介され、『池田町史 史料編』（一九七四年）は編年に整理し臼杵市立図書館所蔵の関連資料も収録している。目録も完備され概観が知られる^④。特徴は、①室町期以降の売券類が多く寺院経営や在地の様相がわかること、②国枝・稲葉氏などの国人と龍徳寺の関係が濃厚であることがあげられる^⑤。

研究史をみよう。今西康彦氏は、寺領は小規模な買得地で構成され祠

堂銭の寄進がみられ、味噌の販売などを営んだことを紹介した^⑥。大山喬平氏は室町期の公方年貢を理解する事例として龍徳寺文書の売券等を検討し、公方年貢が荘園年貢をさし在家銭・副物を付随していたこと、売却・寄進には公方年貢を売主負担としたままの形式とそれを解除して名抜きにした二形式があること、年貢は土地が転売されても名主が負担したことを指摘し、国人領主の土地集積を反映したものとされた^⑦。さらに、二形式の前者を加地子集積、後者を地主権集積と位置付けたうえで地主的土地所有の展開の様相を検討し、土岐・斎藤氏の領国形成にしたがって領国主は公方年貢収納者を地主と位置付け、公方年貢から加地子を含めた年貢全体の領主権の吸収に移行し、領国主が地主的土地所有を吸収していくとされた^⑧。高牧実氏は、檀那国枝氏を村落共同体から離れた在地小領主とし、年貢納入形態は、①加地子名主職所有者から公方年貢が本名主に納入、②加地子名主職所有者が公方年貢を取取る領主・寺社に納入する二形態を指摘し、永祿年間に本名主からの年貢納入が機能しなくなったと位置づけた^⑨。また、宝月圭吾氏は国枝氏の売券に売却地を担保にした祠堂銭の借用状の性格があることを指摘した^⑩。

池田荘・平野荘の様相や国枝・稲葉氏などの動向は、『揖斐郡志』（一九二四年）・『池田町史 通史編』（一九七八年）・『神戸町史 上巻』（一九六九年）にくわしく、丸山幸太郎氏は、龍徳寺文書の内容を、第一期（観応二〜文明六年） 国枝氏が平野荘の土地を集積して龍徳寺領を設定する段階、第二期（文明二年〜大永八年） 国枝氏が池田に移り寺院経営を円滑化する段階、第三期（享祿三〜慶長六年） 土岐・斎藤氏らとの交渉が基調となる段階の三期に分けて概括している^⑪。

本稿では、売券・寄進状の本券の伝来のありかたに注目し、買主未記

載の売券の性格と集積者、買主が明記される段階での龍徳寺における祠堂銭との関連を中心に検討した。その際、①売券の集積・連続、②龍徳寺に伝来する売券と寄進者などに保留される売券、③売却にともなう在地慣行のありかたに注目した。なお、龍徳寺文書を引用する場合、『岐阜県史』の文書番号で示し「龍文二」の形態で簡略に表記した。

一 売却先（買主） 未記載の売券と龍徳寺領平野田地目録

龍徳寺の立地する場は新熊野社領池田荘に属する。『揖斐郡志』によれば、本郷村（本郷・萩原・草深・山洞・小寺・藤代・田畑・青柳）、池田村（六の井・東野・上田・砂畑）、養基村（田中・杵井）、宮地村（宮地・小牛・願成寺・般若畑・段・舟子）が荘域とされる。本郷・藤代・宮地・段・杵井に熊野社があり、宮地の熊野社は池田荘の総鎮守とされる。鎌倉期には池田荘司紀氏がみられ、南北朝期に安国寺が建立され、土岐康行の乱で足利義満方にたつた土岐頼忠は池田に居住し禅蔵寺（池田町願成寺字西憤越）を建立した。これらは山麓なりに立地し、龍徳寺の所領群は平野部にある。龍徳寺の檀那国枝為助の居城・太郎か宮城は本郷の太郎か宮の西、龍徳寺の境の寺前にあり、国枝氏はやがて本郷城に移ったとされる。稲葉塩塵も龍徳寺の檀那としられ、近傍に五輪塔がある。龍徳寺の寺領と国枝氏の拠点は概ね重なっている。周辺には石清水八幡宮領泉江荘・市橋荘、延暦寺領平野荘があった。平野荘は大山氏の研究などをふまえて網野善彦氏が整理され、荘域は揖斐川東西両岸にひろがり、①東保・西保の由来となる「本庄保」という広域単位は文明年間には姿を消す、②南北朝期には本庄保の村人の自治的結合がみ

える、③室町後期まで比叡山の支配が及んでいたことなどを指摘された。^[4] 龍徳寺文書は、前半が平野荘域、後半が池田荘本郷域を主体にしている。以下、検討しよう。

（1） 買主未記載の売券と龍徳寺領平野田地目録

売券は土地などの売買を保証するため売主から買主に交付された証文だが、そのなかには買主未記載の売券がある。A 応安五（一三七二）年の幸衛門売券がその例である（龍文二）。

永代売渡申下地田畠之事

合四反大者、在坪これやす名内といつめ、四郎大郎かいと也

右、件田畠ハ、代銭拾貫文ニ、明年寅年より初永代売渡申処、実正也、但、公方御年貢御油七升、在家銭七百元ニ、しやうそく共二可有御沙汰候、其外万雑公事有ましく候、又此地下二おき候て、違乱煩あるましく候、仍為後日永代売券之状如件、

応安五年十一月十日

売主平野庄本庄保田付住人

幸衛門（花押）

売主（幸衛門）、田数（四反大）、所在（これやす名内といつめ、四郎大郎かいと）、売却額（二〇貫文）、買主の負担（公方御年貢御油七升、在家銭七百元、しやうそく）、除外対象（万雑公事の除外）、違乱担保規定（此地下二おき候て、違乱煩あるましく候）と基本的事項が記されるが、買主がみえない。その後、同所が売却されたB 永享四（一四三二）年の東禅寺広照庵売券には、売主（東禅寺広照庵）、買主（平野庄田村住人（与一）ち太郎）がみえるが（龍文五）、買主与一太郎が同所を売却し

たC文安四(一四四七)年の平野本庄保田村住人と一太郎売券には買主がない(龍文一〇)。同所は平野庄本庄保田付住人幸衛門↓某、さいもん西方東禅寺広照庵↓平野庄田村住人よいち太郎、与一太郎↓某と相伝された。この他にAには案文Dがあるが、端裏書に「応安五年 平野」と平野地域の売券だったことを示すのみである(龍文三)。田村は龍徳寺檀那となる国枝氏の本貫の地で、高牧氏はこれらの売券は国枝氏が買得した田島を龍徳寺に寄進した際の証文とされた。

同様の売券にE応永三(一三九六)年の平野本庄保泉寺定蔵坊良算売券がある(龍文四)。

〔端裏書〕
「応永三丙子年 本庄保泉寺定乗坊」

永代売渡平野庄本庄保了善名内田事

合吉反小者、(ア)在坪、麴口宮西、正土寺北副、了善名内、現福寺田也、下作ハ一石参斗仁宛行者也

右、田者、依有用要、代錢肆貫文仁、永代売渡処、実正也、但、彼下地者、万雑公事不可有候、請坪浦破、為擬仏名会米之公料、沽却之上者、於向後不可有違乱之煩候、若或号付弟、或号号門家、及異儀之輩在之者、可被行盗人之罪科者也、仍為後日売券売券之状如件、

応永三年丙子 十二月十七日

売主本庄保泉寺定乗坊良算(花押)

本庄保泉寺定蔵坊良算が平野庄本庄保了善名内の田を売却したものが、同所はF永享一一(一四三五)年一月七日の平野本庄保泉寺玉蔵坊清尊売券にもみえるが、これにも買主はみえない(龍文八)。E・Fから、売買関係は本庄保泉寺定蔵坊良算↓某、平野本庄保泉寺玉蔵坊清尊↓某となる。(イ)にみるように寺内での売却とみえる。両者の相違は、

中世美濃龍徳寺の売券と在地社会(福島)

①(イ)の部分にFでは「本文証渡申候也」とEが本券と記されること、②違乱担保文言(イ)にFでは「又、天下一同之御徳政行候とも、於此下地者、わつらい不可有候」の徳政忌避文言が加わっている点である。EはFの本券だった。この土地は、龍徳寺領平野田地目録に以下のようにみえる(龍文四〇)。

在坪、現福寺田、了善名、無万雑公事
吉反小 一石参斗宛行、作人四郎左衛門方

応永三年、売主定乗坊、永享十一年末、売主本庄保泉寺西蔵坊清尊
為仏名会、沽却故、無公事

末尾にE・Fが記され、目録作成に際しての根拠とされた。下作関係は、E・Fに二石三分がみえて目録と対応し、大山氏は売主の良算が地主で良算はこの地を下作として宛行っていることを指摘されており、地主は定蔵坊から某へ、下作職は百姓某から作人四郎左衛門へ移動しながら、地主↓下作の貢納内容は維持された。土地の性格は現福寺田、また現福寺仏供田とある。売券の「請坪浦破、為擬仏名会米之公料、沽却之上者」の文言は目録の「為仏名会、沽却故」と共通し仏名会の用途だった。問題は「坪浦破」の「破」である。「破」と解釈すると、坪浦殿を招請して寺院の歳末に過去霊を供養する仏名会の用途にしたと推測される。以上の点からみても、同所が当初から龍徳寺領だったとは考えにくい。

龍徳寺領平野田地目録と売券の関係をみてみたい。表1は目録の土地と対応する売券の売主を整理したものである。

目録は冒頭に「平野田地目録」とあり平野地域の田地を記したものとみられる。多くは買主未詳。売主は、大乗坊円照が日吉神社の社僧か。

石原弾正善林・安次たうりん・国枝左衛門次郎は、石原・安次氏が安八

表1 龍徳寺領平野田地目録と売券の対照一覧

	年 月 日	売 主	買 主	文書番号	正・案
①	永享11・12・7	石原弾正善林	買主未詳	9	正文
②	寛正2・12・21	平野本荘保昌等	買主未詳	11	正文
③	文明6・4・7	平野本荘保田村住人左衛門三郎	買主未詳	15	正文
④	永享11・12・1	石原弾正善林		なし	
⑤	宝徳4・1・11	本荘田村左衛門大郎		なし	
⑥	永享8・10・10	大乘坊円照	国枝左衛門次郎	6	正文
⑦-1	応永3・12・17	保泉寺定乗坊良算	買主未詳	4	正文
⑦-2	永享11・11	平野本庄保泉寺玉蔵坊清尊	買主未詳	8	正文
⑧	永享10	本荘保安次たうりん		なし	
⑨	永享10・5	安政		なし	
⑩	永享11	池田左京亮		なし	
⑪	永享4・11・15	東禅寺広照庵	田村よいち大郎	5	正文
⑫		四郎左衛門預分	買主未詳	なし	

(注) 正・案は正文・案文の別。

郡に拠点をもった一族で平野荘の住人、国枝左衛門次郎は守長とされる⁽²⁶⁾。問題は、目録の冒頭の「平野田地目録」、端裏書の「宝徳四申年龍徳寺領付」、端書の「池田龍徳禅寺領」の意味するところである。『岐阜県史』が「龍徳寺領平野田地目録」とされたのは、端裏書・端書を合体して付けられたものと推測される⁽²⁷⁾。

目録と売券の異同を記しておこう。No.は表1の目録の土地を示す。

① 売券には「東本庄藤松荒野、西定心名内菅段」とあるが、目録では「薬師堂西定心名」と寺堂名が加わる。目録の「抜地故無油（）」とある部分は売券にも同様にみえる。ただし、目録の「泉寺小二郎／作人」の記載は売券にはない。

② 所在地は売券・目録ともほぼ同様。年貢は、目録に「公方油壹升五合、在家百五十文、米四升五合」、売券では「公方油」が「山上之御年貢御油」と異なる。米は「はそへ物米」四升六合六夕とあり、量が売券より減少している。目録の「東本庄 小二郎／作人 泉寺左近衛門」の記載は売券にはない。

③ 所在は売券・目録ともほぼ同様、畠一反、公方年貢七二文も共通。売券は売主が本庄保田村住左衛門三郎、目録は売主が本庄田村左衛門とある。売券に「又申候此畠、七百文ニ申おきて候、若七百文より安作候ハんと申候ハ、売主として七百文所を沙汰可申候」とある部分は、目録では「畠半田」が加わり、目録の「令米七斗、二百文当知行 作人／六百文 安次道明 兵衛」の記載は売券にない。

⑥ 田畠数・公方年貢は共通。相違点は、売券に買主国枝左衛門次郎がみえるが目録にないこと、所在が売券に「竹中殿名、字坪、田村／宝光殿よりの下地」とあるが目録に「在坪、田中介中」とあること、

目録の「作人五郎大夫後家」の記載が売券にはないことである。売主の円照は、丸山氏が日吉神社の社僧、宝光殿は武家かと推定されている。⁽²⁸⁾

目録は現地の作人の把握、公方年貢の量を確認するものだった。次に、買主の判明する分の異同をみてみたい。

⑦売券に記される所在地が目録では省略され、目録には「作人四郎左衛門方」がみえる。

①公方油・在家銭は共通。所在は売券に「これやす名内といつ□、四郎大郎かいと」とあるが、目録に「四郎大郎かいと」はない。売券では買主とされる「平野荘田付住人よいち太郎」が、目録では売主とされる。

目録は買主側の記録で、売券をひきあわせたうえで公方年貢等の定量を把握した取帳の性格をもっており、そのため作人の把握が重要だった。⁽²⁹⁾ 目録の作成時期または最終の確認時期は、③の文明六（一四七四）年から相当期間を経ているとみられ、大山氏が永正年間以降に小作関係が目につくようになるとされた点と符合する。⁽³⁰⁾

作成者の手がかりは、⑧に「七月一日さんつへい田、米四斗つ、別当方沙汰」とある点だろう。「別当方」の記載は禅宗寺院にはなじみにくい名称である。⁽³¹⁾ 目録が機能した段階では神社の別当寺の取帳の性格が濃厚である。買主の国枝左衛門次郎・田村与一大郎らはこれに依存する集団だったことになる。目録の「宝徳四壬年 龍徳寺領付」、端書の「池田龍徳禅寺領」は、別当寺領だったものが経過した間の事情を説明して付されたのではなからうか。

売券の違反担保文言をみると、③に「山上地下として、ぬす人の罪科

中世美濃龍徳寺の売券と在地社会（福島）

二行可申候」とある山上・地下による裁断を示すものが⑥⑨にもみえ、①もこれに類似する。②の「ぬす人の罪科二行可申候」のような単純な文言は少数にとどまる。⁽³²⁾ 大山氏は、右の事情から比叡山とその領主権下に属する地下の合議機関が検断機能を有していたことを示し、こうした文言は文明六（一四七四）年を境に消え、以後は「公方」が検断権の掌握者としてあらわれてくると指摘している。⁽³³⁾ 目録には「山上御年貢」の表記はなく、「公方年貢」「公方油」「公方」の表記が七例で、目録は「平野田地目録」と「平野」という在地の単位になっている。目録は、荘園支配が崩壊に向かい、新たな地域権力が発生する段階の事情を反映している。一方、目録に対応する龍徳寺伝来の売券は正文であることをみると、本券が伝来する分が龍徳寺に権利移譲されたものと推察される。寺領への移行は、国枝氏を含む平野地域の住人集団を考えたいほうが理解しやすいのではなからうか。

(2) 龍徳寺領平野田地目録と龍徳寺領目録

龍徳寺領の所領規模を示すものに明応四（一四九五）年の龍徳寺寺領目録がある（龍文四二）。

雲門山龍徳寺領之事

①平野分公役在之、和州親一源寄進

総田地数壹町式百四十歩

以上、分米拾肆石、俵数卅五

右、各証状在之、但、河成地檢故、定納近年減却、

②小嶋分公役在之、自寺家買得、

七段 以上分米捌石、俵数廿

池田分 但加地支分、祠堂

式段 以上分米式石五斗、俵数六二斗

④⁴ 脛長分 公役在之、左近兵衛寄進

肆段三大半 又屋敷一所

以上、分米六石八斗俵数十七、分錢壹貫文、

但、是者自文明丙午代官山本方押領、

明応四年乙卯小春二日 誌焉

龍徳寺領は、①平野分(平野荘)、②小嶋分(比叡山領小島荘)⁽³⁴⁾、③池田分(池田荘)、④脛長分(賀茂社領脛長荘、揖斐川町脛永)⁽³⁵⁾からなり、田数と分米が記され、斗代は一俵四斗である。①平野分は「和州親一源」の寄進、②小嶋分は寺の買得、③池田分は加地子分で祠堂米、④脛永が「左近兵衛」の寄進とある。池田分は祠堂という住人との個別供養関係が軸で、周辺部は買得と有力檀那からの寄進という形態だった。①池田分の「和州」は国枝為助、「二源」は守房で、『揖斐郡志』収録「国枝氏系図」に以下のようにみえる。⁽³⁷⁾

守長———守房———為助———正助

国枝左衛門次郎 国枝大和守入道源一 国枝大和守 国枝大和守

文正元年三月十四日 明応元年八月六日卒 与三兵衛尉 与三兵衛

卒 法号雪心宗香禪定門 妻石丸丹波守女 永正十七年十月二日卒

法号華山宗英禪定門 為助石丸に属し西郡 泰雲宗韓禪定門

兵と戦ひ、為助兄弟 五人戦死、為助法号 南方宗椿禪定門

守房寄進の平野分は総田数一町二四〇歩で「証状」があった。証状は売券などの証文をささう。平野田地目録は後欠で不明な点もあるが集計す

ると一町五反余で、龍徳寺寺領目録の一町二四〇歩より多い。⁽³⁸⁾ 平野目録の土地が龍徳寺にすべて移行したとは考えにくく、国枝氏らの留保分があるだろう。

本券との関係は、②小嶋分は買得分だが証拠の売券は伝来していないようである。⁽³⁹⁾ ③池田分は祠堂として施入された田二反である。この関連文書には、文明一六(一四八四)年の国枝為助・国枝正助連署寄進状がある。為助・正助父子が、池田荘の乾の井上の田地一反を宗勝禪尼の霊供米として龍徳寺に寄進したもので、年貢一石三斗は小作人の八日市場右馬之左衛門に納めるとある(龍文五一)。丸山氏は、宗勝禪尼を為助の妻で正助の母、正助は家督継承者として為助を認知したとし、年貢は小作人の八日市場右馬之左衛門から小作年貢一石三斗が納まると解釈された。⁽⁴⁰⁾ 下地は土岐・斎藤氏の一族かともみられる田中殿がもっていたが、⁽⁴¹⁾ 国枝氏が池田江戸にもついていた給分と交換して寄進した。国枝氏の加地子分を寄進したのだろう。

④脛長分は文明一六年の法泉庵分寺領目録がある(龍文四一)。法泉庵分寺領目録にみえる田地は総計五反三〇〇歩と五斗八升、明応四年の龍徳寺寺領目録の脛長分は「四反三大半」と屋敷一所とみえる。以後も基本的に龍徳寺に継承されたものと認められる。法泉庵分寺領目録の冒頭には「脛長田法泉庵分」、文末には、

右、田地、昌俊入道悉寄進于龍徳寺

文明十六年甲辰霜月十一日 所請取実正也、(花押)

とあり、脛長の法泉庵分の田が昌俊入道から龍徳寺に寄進された際の書き上げとわかる。目録には総計五反三〇〇歩と五斗八升の下地八筆分が左のように記されている。

(a) 壹段^{大南東} 壹石壹斗代 作人与二郎

(b) 壹斗八升下地^{ミツナノ前} 道徳之^所 同正泰四郎兵衛^忠

(a) は田数と所在、斗代、作人、(b) は年貢量と所在、寄進者、作人。全体の寄進者は昌俊入道だが、下地分は(b)の道徳のような寄進者が記され、寄進者は他に法泉庵本坊主・左近・妙厳・道中がみえる。道中寄進分は、目録に「大^{カウキカキテ} 八斗代 道中寄進」とあり、これには、文明一六年の道中寄進状がある(龍文五三)。

永代寄進申たかつき田之事、

合大者、東坊、かう屋垣内、
斗代八斗、

右、件下地者、依有要用、宝泉庵江寄進申処実正也、但、此下地公方之御年貢百文、又たかつき方へ式百文汰沙候て、永代知行可有候、寄進申上者、於子々孫々に、兎角之子細申候ハ、為公方盜犯之御罪科可有候、仍後日支証如件、

文明十六年^{甲辰}十一月十一日 道中僧(花押)

宝泉庵

目録と寄進状の異同は、①目録と寄進状は同一日付だが、寄進状は法泉庵への直接の寄進、目録では昌俊入道から龍徳寺に寄進され、二段階の寄進、②目録には寄進状の「東坊」を省いた部分がそのまま記載され、寄進者道中をあわせて記す、③寄進状に見える「たかつき田」と下地の公方年貢一〇〇文と「たかつき方」への二〇〇文の納付分は目録では除外される⁽⁴³⁾、以上の三点である。子孫の違乱排除文言があり、道中が父祖から相伝した私領だったと推察される。龍徳寺が下地を掌握し、現物納で年貢等を取得し、公方年貢一〇〇文の納付責任をおった。「たかつき方」への二〇〇文の性格は明示されていないが、道中の父祖方に留

中世美濃龍徳寺の売券と在地社会(福島)

保された分と推測される⁽⁴⁴⁾。

問題は、道中と昌俊の関係だろう。昌俊は法泉庵の本坊主分の進退権をもち、同様の寄進者である道徳・妙厳・道中の法泉庵への寄進分を龍徳寺に寄進する際に合意を取り付ける立場にあったとみられる。在地の土地集積をおこなう人物と考えられる。経長分の昌俊の寄進と、平野分の国枝氏の寄進が文明一六(一四八四)年の一〇月・十一月に重なることは、この時期が龍徳寺の基盤が固まった時期と思われる⁽⁴⁵⁾。その際、複数の檀那が本寺と庵に関わっていることは、注意すべきだろう。

二 文明年間以降の買主未記載の売券と本券

文明年間、国枝為助は西川宗洵を龍徳寺の住持とした⁽⁴⁶⁾。「龍徳寺」がみえる初見は文明一四(一四八二)年の左衛門四郎売券で「龍徳寺祠堂御奉行中」宛てである(龍文一九)。龍徳寺の土地集積には祠堂が大きな役割を果たしていた。文明年間以降の売券を検討しよう。この時期も買主未記載の売券が多く二三通ある(表2)。特徴は以下の四点である。

(ア) 文明三(一四七二)年から天文一九(一五五〇)年に集中し、多くが一月〜二月である。

(イ) 売却者は池田・杵井・一色・下一色という龍徳寺と近い地域の住人である⁽⁴⁸⁾。

(ウ) 売却対象は寺社の免田・給田と年中行事用の田が一六件、これにあてはまらないものが六件。免田などの売買が多い。

(エ) 売券は案文の比率が高い。

(イ)は既述した龍徳寺領目録の記載を裏付けており、この点で、前節

表2 買主未記載の売券

	年月日	売却者	文書番号	正・案	神田等・備考
①	文明2・11・20	八木まん	12	正	ついしねの御神田
②	文明6・12・21	市庭の右近二郎	16	案	若一王子社の神田
③	文明11・3・20	池田あかめかいとの住人五良	18	案	あかめかいとの神田
④	文明11・11・28	池田市庭住人右近二郎	20	正・案	あかめかいとの宮
⑤	文明12・1・24	一色大郎かみや 祢宜	22	正・案	太郎か宮
⑥	文明13・11・23	赤垣 祢宜五郎	49	案	若一王子社の神田
⑦	文明16・2・21	池田市庭住人左衛門二郎	50	案	若一王子社の神田
⑧	文明17・1・11	下一色三郎衛門尉	54	案	太郎か宮
⑨	文明17・9・23	池田八日市庭住人二郎衛門尉	55	案	57に「ゆみや」とあり
⑩	文明18・12・25	満屋ノ左近二郎	58	案	若一王子社の神楽田
⑪	長享1・12・23	くついあらを道慶三郎衛門	59	正	
⑫	長享2・12・6	池田之住人 三屋の左近二郎	60	案	地藏しき地
⑬	長享2・5・15	池田市庭住人道世右近	61	正	あかめかいとの御神田
⑭	延徳元・12・21	杵井阿羅尾の九郎衛門	62	正	
⑮	延徳2・6・23	満屋之二郎・弟ノ兵衛五郎	63	案	
⑯	明応元・12・14	杵井之住人荒尾九郎右衛門	64	正	
⑰	明応2・12・25	杵井荒尾之住人 道流	66	正	二月二日、八月八日用途
⑱	明応3・2・20	つや左近	67	案	あかめかいとの御神田
⑲	明応3・12・21	杵井住あらほの九郎右衛門	69	正	
⑳	明応8・12・17	常源	74	正・案	太郎か宮の御神領
㉑	明応8・12・28	真富六郎右衛門尉幸口	76	案	成興寺給
㉒	永正13・1・11	小四郎・同子きく	82	案	太郎か宮の御神領
㉓	天文19・9・11	国枝孫三・きく一	118	正	

愛知学院大学文学部 紀要 第三八号

(注) 正・案は正文・案文の別。

でみた売券とは決定的に異なる。以下、①買主未記載の売券が本券とわかる寄進状、②買主未記載の売券の伝来先と龍徳寺、③土地集積にかかわった松尾益里と龍徳寺祠堂奉行桂岩の杵井の証文とその経営、④龍徳寺門前住人と下一色村鎮守の太郎か宮をめぐる一色村の人々の関与形態、⑤龍徳寺と本末関係と見られる成興寺との関係について検討してみたい。

(一) 買主未記載の売券が「本券」とわかる寄進状

これらは龍徳寺に伝来したが、第三者が集積した土地の売券が移った可能性が高い。⑨文明一七(一四八五)年の二郎衛門尉売券案(龍文五七)と大永(二五二二)二年の松尾益里寄進状案(龍文九九)を検討しよう。

A 二郎衛門尉売券案

永代

売渡申島之事、

合巻段小者、在坪ハ、すわの東、

右件島、依有要用、銭式貫文ニ、永代売渡申処夷正也、但、

公方御年貢百文御沙汰候て、永代御知行あるへく候、御加地子五百文にて候、此外万雑諸公事有間敷候、如此永代売渡申候上ハ、於子々孫々候て、違乱煩申輩出来候へハ、ぬす人之御罪料あるへく候、仍為永代^{後日}永代売券状如件、

文明十七年九月廿三日

ゆみや
二郎衛門尉判

口入道幸七郎衛門

B 松尾益里寄進状案

為宝洲宗殊禅定尼毎日靈供、年貢六百文之処を寄進申候、但、此内
百文公方年貢と而八日市庭之弓屋かたへ御納所候て、加地子五百文
毎年御納候て、日供を御沙汰候て可被下候、彼下地之本券二通相添
寄進申候処実正也、仍為後日、寄進之状如件、

大永次年^{壬午}十一月六日

^{松尾彦二郎}
益里在判

龍徳寺 侍者禪師

傍線部からみてもBはAをうけたものである。⁽⁴⁹⁾弓屋二郎衛門↓某が入
るか)↓松尾益里↓龍徳寺と伝領され、松尾益里は寄進に際して、公方
年貢一〇〇文を買取った先の池田の八日市庭の弓屋方へ納入し、加地
子五〇〇文を宝洲宗殊禅定尼の祠堂銭とした。大山氏は、傍線部の公方
年貢支払義務存続を示す付帯事項を名耕地の最初の売却者である本来の
名主の支払い義務を示すものと結論されている。⁽⁵⁰⁾同様の売券と寄進状は
他にもあり、寄進に際して本券とされた。その例は、C文明二(一四七
〇)年の八木まん売券(①)とD永正九(一五一一)年の松尾宗松寄進
状がある(龍文七九)。ともに「ついで」の御神田が対象で、Cは米
一俵、Dは下地が小と対象の表記が異なるが、年貢五〇文が共通し、明
応四(一四九五)年の龍徳寺寺領目録では一俵を四斗で計上しており継
承された。Dの本券がCとみてよい。Dの松尾宗松の寄進理由は「月窓
宗松」の菩提のためだった。なお、「月窓宗松」は龍徳寺門前の一石五
輪塔に「月窓宗□/禅定門」と読めるものがあり、同一人物だろう。龍
徳寺では祠堂方に寄進されると、一石五輪塔などを造立して供養がおこ
なわれたと確認できる。

年貢は「ついで」の御神田「用途で小作職はDに彦七とあり、松尾宗

中世美濃龍徳寺の売券と在地社会(福島)

松による寄進後は「公方へハ成間敷候」と公方年貢負担は免除された。
その際、松尾宗松は公方年貢の取得権を三郎左衛門から買い取ってお
り、小作職の彦七の解任権は龍徳寺に移った。CがDの本券として添付
されたのは、小作料取得の裏付けのためと推測される。

同様の例に、E明応八(一四九九)年の常源売券(②)とF永正一五
(一五二八)年の宗恩寄進状がある(龍文八八)。畠大の売却・寄進、土
地は下一色の太郎か宮の神領、九月九日に太郎か宮へ三〇文の納入と
あって、反銭の総量はともに四〇文、同一地と判断してよい。Eには現
銭一五〇文と小作料二五〇文の契約条項が入っている。龍徳寺は年貢と
反銭を納入し小作料を取得した。常源が作職をもっていた同所を入手し
た宗恩は小作料を祠堂銭に、作職を龍徳寺に移譲するかたちで自身の立
場を保ったこととなる。

龍徳寺は加地子・小作料を祠堂銭・米で取得する立場にあった。ただ
し、いずれの売券も買主が未記載で、Eには「二色村人より之売券常源取
失候間、万一彼売券とかうし出来之者出来者、たう人たるへく候」の文
言がある。買主未記載の売券は「二色村人」という不特定多数の人々に
手渡されても有効性をもつ暗黙の了解があったとみられ、背後には所職
の売買が村内で保証される仕組みが暗黙に存在することをうかがわせる。

(2) 買主未記載の売券の伝来先と龍徳寺

買主未記載の売券の集積と移行について、売券の端裏書から検討して
みたい。表3は端裏書を整理したものである。表3から、以下のことが
指摘できる。

(ア) 多くは内容の摘録だが、③「玉置寄進」(龍文一八)、⑩「無情

表3 買主未記載の売券の端裏書

	年 月 日	端 裏 書	文書番号	内容
①	文明2・11・20	池田ついでしね文書なり	12	○正文
②	文明6・12・21	写 永代状 池田市庭若一王子神田 文明六年	16	○案文
③	文明11・3・20	玉置寄進 写 文明十一年	18	×案文
④	文明11・11・28	永地 文書いけたいちほうこん二郎	20	○正文
	文明11・11・28	永地文書 文書いけたいちほうこん二郎 写三	21	○案文
⑤	文明12・1・24	[なし]	22	正文
	文明12・1・24	永代文書 林証文写 文明十二年 四	23	○案文
⑥	文明13・11・23	写 永代 文明十三年 あかめ垣内 祢宜 五	49	○案文
⑦	文明16・2・21	永代状 写 文明十六年 道清右近 六	50	○案文
⑧	文明17・9・23	林証 ^(写本) 口写 文明十七年	54	○案文
⑨	文明17・9・23	大永二年(抹消) 文明十七年 松尾殿寄進状	55	○案文
	文明17・9・23	文明十七年 松尾殿寄進状	56	○案文
	文明17・9・23	写 文明十七年	57	○案文
⑩	文明18・12・25	写 無情堂敷地証文 ○宗洵記之	58	×案文
⑪	長享1・12・23	永代 あらお道慶〔 〕	59	○正文
⑫	長享2・12・6	長享二年 永代文書 林 写 みつ屋の左近二郎	60	○案文
⑬	長享2・5・15	永代池田市はの道世右近	61	○正文
⑭	延徳元・12・21	延徳元年 杵井荒尾九郎右衛門	62	○正文
		(異筆)「杵井 あらお九郎衛門 五通之内、村山」		×
⑮	延徳2・6・23	写 満屋之林之文書 延徳二年	63	○案文
⑯	明応元・12・14	明応元年 くつ ^{杵井荒尾九郎衛門} いあらお九郎右衛門	64	○正文
⑰	明応2・12・25	明応二年 杵井村荒尾 道流	66	○正文
⑱	明応3・2・20	明応三年 永代文書 安文 つやの左近	67	○案文
⑲	明応3・12・21	永代 くつ ^い あ〔 〕九郎衛 ^口	69	○正文
⑳	明応8・12・17	[なし]	74	○正文
	明応8・12・17	明応八年 写 六	74	○案文
㉑	明応8・12・28	明応八年 写 七	76	○案文
㉒	永正13・1・11	写 永正十三年 四	82	○案文
㉓	天文19・9・11	天文十九年 国枝孫三也	118	○正文

(注) 内容は、○が売券と合致するもの、×が付加事項があるもの。

堂敷地証文 ○宗洵記之(龍文五八)

は本文にない独自の記載である。

(イ) ⑨の「大永二年」の抹消部分は、前項A・Bの移譲関係を記したものである(龍文五五)。

(ウ) ⑭の「杵井 あらお九郎衛門 五

通之内、村山」の「五通之内」は本券

ともに五通という意味だろう(龍文六

二)。なお、杵井の荒尾分には⑪⑭⑯

⑰⑱がある(龍文五九・六二・六四・

六六・六九)。「村山」は不明。

(エ) ④⑥⑦は「あかめ垣内宮」、⑤は

太郎か宮の売券(龍文二一・二二・四

九・五〇)。⑦は売主池田市庭住人左

衛門尉二郎ではなく、日付の脇の「た

うせい右近」を記している。⁽³³⁾

(i) 光素寄進状の本券

③「玉置寄進」に一括される分には以下の三通の関連文書がある。

A 光素寄進状(龍文一七)

〔端裏書〕
「文明十八年 光素」

寄進申昌之事

合参段者、

右、本文書共ニ寄進申候処実正也、

但、為道本禪門如此入申候上ハ、毎年二月十二日ニ御とふらい可有候、御けたい儀有ましく候、仍為後日証状如件、

〔端裏書〕
〔寄進状〕
文明拾八年九月十七日
光素（花押）

〔端裏書〕
〔寄進状〕
玉置院⁽⁵⁴⁾

B 五良畠地売券案（龍文一八、③）

〔端裏書〕
〔玉置寄進 写〕

文明十一年

永代売渡申畠之事

合老所事、^{在坪ハ、}あかめかいとの御社御^{神田也}

右畠者、依直要用、代錢六百文ニ、永代売渡申候処実正也、御年貢式百文可有御納候、其外者煩あるましく候、後々代々子々孫々違乱煩申者出来候ハ、たうそくの御沙汰たるへく候、仍為後日状如件、

文明十一年 井 三月廿日
五良在判

売主あかめかいとの住人

C 玉池院光素畠地寄進状案（龍文七七）

〔端裏書〕
〔寄進状〕
永正八年

茶園 写 玉置分

寄進申畠并茶園之事

合畠參ヶ所者、在坪、^{見于本券、}茶園^{合老所、}并

右、件之在所者、寄進申候処実正也、但、赤垣内宮乾之畠者为松嶺妙貞大姉也、同宮之北、御寺乾之畠、此両所者为道本禪門也、公方年貢如本券可有御沙汰候、茶園ハ為光素菩提也、斯園ハ安国寺領にて候、私引得候田地之内ニテ、公方年貢沙汰仕候間、不可有諸公事

中世美濃龍徳寺の売券と在地社会（福島）

候、仍為後日寄進状如件、

永正八年^{辛未}三月十四日
玉池院光素在判

龍徳寺

侍衣禪師

Bの「玉置」はA・Cから玉置院（玉池院）光素。Cの傍線部（ア）から、光素は松嶺妙貞大姉分（赤垣内乾之畠）と道本禪門分（赤垣内宮之北、御寺乾之畠）、自身分（茶園、安国寺領）を寄進した。茶園は安国寺領とあり、光素は龍徳寺と近い安国寺界限に居住する人物と推測でき、松嶺妙貞大姉・道本禪門は近親者、自身分は逆修供養と思われ⁽⁵⁵⁾。道本禪門分はA傍線部に対応し、AはCの本券だった。

Cの池田の「あかめ垣内」宮関連は③と④⑥⑦が該当する。道本禪門分が⑦、松嶺妙貞大姉分は⑥に対応する。残る道本禪門分は④との関連が想定される。

D 右近二郎畠地売券案（④）

〔端裏書〕
〔永地文書 文書いけたいちほうこん二郎 写 三三〕

永代売渡申御神田畠之事

合老所者、アカメカイトノ宮之^{ウシロナリ、}

右畠者、依有要用、代錢壹貫文仁、限永代売渡申候処実正也、此下地者アカメカイトノ事、田式百文御沙汰あるへく候、此外壹錢も煩不可有候者也、本文書相そへ候て渡申候上者、違乱申者出来候ハ、堅御罪科ニ御行あるへく候、仍為後日状如件、

文明十一年^井十一月廿八日
右近二郎在判

売主 池田市庭住人

B ③とD ④を比較すると、B・Dともに畠一反、Bは「あかめ

かいとの御社御神田」、Dは「アカメカイトノ宮之ウシロ」「御神田畠」、年貢もDの傍線部(ア)の二〇〇文と共通する。売却関係は、文明十一年三月に住人五良から某、同年一月に池田市庭住人右近二郎から某へ転売された。右近二郎売券の「本文書」は③とみてよく、五良から右近二郎への売買とみてよからう。右近二郎にはもう一通、②文明六年の市庭の右近二郎売券がある(龍文一六)。池田市庭若一王子の神田の畠二反の売却で、本年貢二〇〇文は作人の負担で、五〇〇文の加地子の取得とされている。五良↓右近二郎↓玉置院光素と移動した畠一反と②の右近二郎売却分の畠二反をあわせると三反になる。Aにみえた道本禪門供養の畠三反は、この②④右近二郎売券にみえる畠の総計三反をさすとみてよからう。このことから、光素寄進状の「御寺乾之畠」は②と同一となり、池田市庭若一王子社は龍徳寺の西北に立地したとみてよい。光素と道本は、池田若一王子社・あかめ垣内社の神田を集積する人物だった。関連する集積者は、後述する徳蔭院宗珍かもしれない。⁽³⁶⁾

最後に光素菩提分の茶園をみてみよう。光素寄進状にはその所在を「在坪、見字本券、并茶園寺所」と茶園を別立てて記す。茶園は寄進状の「私引得候田地之内ニテ、公方年貢沙汰仕候間」とある部分に対応するとみられ、私領として維持したために本券はなかったと判断される。⁽³⁷⁾

これらの売券は玉置院光素を媒介に龍徳寺に伝来したもので、加地子分を祠堂銭(米)としたものだった。

(ii) 龍徳寺領の形成と満屋(三屋)住人の売券

開山の西川宗洵との関係は、次の⑩文明一八(二四八六)年の左近二郎売券がある(龍文五八)。

A 左近二郎売券案(⑩)

〔端裏書〕 無情堂敷地証文 ○宗洵記之

永代売渡申小林之事

合書貫文者

右、売渡申処実正也、但、此者若王子二魁之かくらでん也、十月廿九日年貢五拾充御沙汰候へく候、仍為後日売券状如件、

文明十八年十二月廿五日 売主満屋ノ左近二郎在判

とりつぎ 彦八殿

満屋住人左近二郎が、若一王子社の神楽田の小林を一貫文で売却したもので、年貢は毎年一〇月二十九日に五〇文と決められ、取次は彦八殿だった。端裏書には「無情堂敷地」とみえ、臨終を迎える者や病者を取容する無常堂の敷地となった可能性が高い。若一王子社の神楽田が龍徳寺の敷地に転化したとみてよい。類似した内容をもつ売券には、B大永八(一五二八)年の五郎右衛門外二名連署畠地売券がある(龍文一一〇・一一一)。「御寺之御屋ぶぎわ、東ハしほりとより、北ハみちより南也」と龍徳寺境内の隣接地で、畠は大と小規模、端裏書に「後畠、今ハ屋敷也」と屋敷地に転換したことがみえる。若一王子社の神田で、七月一日の庭草田の性格をもち、売主の満屋住人の五郎右衛門・新次郎・寅若は神田の年貢と反銭三五文の負担を負って、龍徳寺の祠堂方に売却した。龍徳寺の隣接地が売却されて龍徳寺領に転換したとみられるが、その際にも神社の神田の機能は維持された。

この他に類似する売券に、⑬長享二(二四八八)年の道世右近売券がある(龍文六一)。

C 道世右近売券(⑬)

〔端裏書〕 永代 池田市はの道西右近

永代売渡申島之事

合寺段者、在坪ハ、市庭之西かちやまへ也、

右件島者、依有直要用、代錢壹貫七百五十文、限永代売渡申候^(尾)実正也、あかめかいとの御神田也、年当錢五十文有御沙汰候、加地子三百五十文、此外者諸公事不可有者也、万一子々孫々後々代々、違乱煩申輩出来候ハ、盗賊之御沙汰ニ御行あるへく候、仍為後日支証文状如件、

長享式年^{ツチノエ}五月十五日日

たうせい右近(略押)

請人同所与三郎(略押)

売主 池田市庭住人

池田市庭住人の道西右近が下地を売却したもので、請人の与三郎は現地の耕作人をさすとみられる。道西右近は加地子取得者、与三郎は作人で売却対象の「あかめかいとの神田」の島一反の年貢負担者とみられる。その所在地は「市庭之西かちやまへ」だった。この売券との関連性がみられる売券に⑱明応三(一四九四)年のつや左近売券案(龍文六七)がある。

D つや左近売券案(⑱)

^(端裏書) 明応三年

永代文書 安文 つやの左近

永代売渡申あかめかいとの御神田事

合寺段者、在坪ハ赤垣の西、

右件島ハ、依有要用、代錢八百文ニ、売渡申処実正也、但御年貢五十文、七月一日ニ庭草取ニ毎年御納所可有候、此外ハ万難公事あるましく候、如此永代売渡申候上ハ、子々孫々におき候て、違乱之儀

中世美濃龍徳寺の売券と在地社会(福島)

申輩出来候ハ、ぬす人の御罪科可有候、其時全一言子細申ましく候、仍為後日永代状如件、

明応三年^寅の二月廿日

売主池田市庭住人つや左近^(尾)

在判

C・Dともに傍線部のようにあかめ垣内の神田を対象に広さは一反と共通するが、所在の表記は異なる。Cの売主「たうせい右近」(端裏書「道西右近」)は、⑦の左衛門二郎売券にも売人の横に「たうせい右近」がみえ、端裏書は「道清右近」とある。端裏書は「道西右近」「道清右近」と異なるが、年次の近さからみて両者は同一人物の可能性が高い^(尾)。

あかめ垣内宮と若一王子社の関係をみると、⑥文明一三(一四八一)年の祢宜五郎島地売券案に「赤垣祢宜五郎」とあり、売却地は「あかめ垣内宮之乾」で若一王子社の神田だった(龍文四九)。祢宜五郎はあかめ垣内宮の神官で、あかめ垣内宮は若一王子社の末社とみられる。若一王子社は、萩原字若一の若一王子社(昭和八年、萩宮神社に合祀)、六之井字村西の六之井神社(近世までは「若一王子宮」、字道北に鎮座)があり、『揖斐郡志』は萩原に比定し『池田町史 通史編』もこれに同意している^(尾)。Cの「市庭之西かちやまへ也」がDの「赤垣の西」に相当する可能性が高く、あかめ垣内宮は池田市庭に所在したことなるう。Cでは買主が加地子を三五〇文で取得し、年貢五〇文は七月一日の庭草取の用途とされた。B若一王子社、Dあかめ垣内宮と異なるが、ともに七月一日が「庭草田」「庭草取」とある。売主はともに満屋の住人で、社殿の敷地の整備は満屋の住人の公事となっていた。

龍徳寺との関係をみると、三屋の左近二郎は龍徳寺と深く関わって

た。E長享二(一四八八)年の左近二郎売券案(12)とF延徳二(一四九〇)年の満屋二郎・弟ノ兵衛五郎連署売券案(15)がこれに関連する。E・Fともに年貢は二五〇文と同額。ただし、Eは林一カ所、Fは林二カ所、所在はEが「野中林、会下之西也、地蔵しき地也」、Fは「満屋の乾」と「本野中」と異なる。反銭は、Eが春四四文に秋三五文、Fは春・秋で一二二文とある。林の所在には「野中」が共通するものの、FにEが加わったものとは年貢量が同額である点から考えられない。この場合は近在ながら別の場所の林の売券だろう。B・Dと類似した点は、Eに七月三日の庭草田の用途が明記される点である。Eには林の所在を「会下之西」「地蔵しき地」と記している。「会下」は禅宗寺院などで一寺をもたない僧のことをもさす(『下学集』)。地蔵堂の近在に僧が住んでいたことになるが、付箋には「西之山中、三昧之西也」とある。村の墓所で三昧僧の居住する地蔵堂があったのだろう。この土地は、七月三日に庭草を刈る整備を満屋の左近二郎ら住人が行っていた。「地蔵しき地」の文言に注意するならば、この土地は本来は満屋住人の墓所で地蔵堂があったのが、龍徳寺の成立にもなって龍徳寺管轄の墓所が変わったものの、その整備は満屋住人が行ったのだろう。

満屋住人らの売券をみると、住人が龍徳寺の檀那になる段階で管理していた林が龍徳寺の無常堂に転化したり、村の地蔵堂が三昧居住の龍徳寺管理下の寺院施設に転換する一方、旧来の庭草取の行事は満屋の住人によって維持された。村の住人は龍徳寺への神田の売却を通して檀那となりつつ、村の共同体機能を保持したとみてよい。

(iii) 松尾益里と龍徳寺祠堂奉行桂岩の沓井の証文
沓井には五通の買主未記載の売券がある(11)(14)(16)(17)(19)。沓井を対象

としたA永正一六(二五二九)年の松尾益里売券(龍文九五)・B永正一四年一月二日某消息(龍文八七)から寺領形成に関わった松尾氏と龍徳寺の関係について検討してみたい。

A 「永代状」^(端裏書) 桂岩子 松尾彦次郎^(五通之内)

永代売渡申田地之事、

合寺段者、<sup>(本券相添進候、
□坪于本券見)</sup>

右件之田地者、依有□□、祠堂錢四貫五百文ニ売渡申候処実正也、

但公方御年貢式百五文御納所にて候、沓井升三俵、小作四郎衛門前より可有御納候、此外諸公事有間敷候、仍為後日永代売券之状如件、

永正拾六年十二月十三日 松尾彦次郎 益里(花押)

龍徳寺祠堂御奉行

説首座参

B 「永正十四年」^(端裏書) いひすいしやう^(沓井)

くついで九郎ゑもんふんのしたちの御あし四くわん五百文うけとりま
いらせ候、ほんもんをそへ候てまいらせ候、へちのしさいあるまし
く候、ししやうのため二、一ふてまいらせ候、めてたく、かしく、
ゑいしやう十四年十二月十三日

「奥捨封ウハ書」^(奥捨封ウハ書) いひすい

「異筆」 五通之内 桂岩分

「捺封墨引」 おんしやう「」方へ け□□ん

Aの端裏書には「永代状」^(五通之内) 桂岩子 松尾彦次郎とあって松尾益里が桂岩の子で桂岩関係の手継証文五通の内の一通、Bには桂岩分の五通の内とあって、一連の文書だった。Aは田一反(公方年貢二〇五文)⁽⁸³⁾を本

券をそえて四貫五〇〇文で龍徳寺祠堂奉行の説首座（桂岩、後述）に売却したもので、年貢は沓井升で計量された。Bの傍線部には売却額が四貫五〇〇文で沓井の九郎右衛門の下地がその対象とみえてAの傍線部と共通することから、A・Bは一体の文書だろう。Bにみえる本券には、買主未記載の沓井の荒尾の九郎衛門売券が三通ある。⑭延徳元（一四八九）年分が下地一反六〇歩で年貢二五〇文（龍文六二）、⑯明応元（一四九二）年分が下地二反で公方年貢が一貫文（龍文六四）、⑰明応三年分が田三反で公方年貢が一貫五〇〇文である（龍文六九）。⑱には異筆で「沓井 あらお九郎衛門 五通之内、村山」とあり、Bの本券の一つだった。

A・Bに⑭をあわせると計三通となるが、他に「五通之内」と明記されたものにD大永八（一五二八）年の玄沼入牌料寄進状がある（龍文一一二）。

D 玄沼入牌料寄進状

〔端裏書〕
「常住江桂岩説首座入牌料寄進状 五通之内」

桂巖入牌料之事

但、沓貫文者現物也、

合拾貫伍百文者、

九貫五百文ハ田地、田一段、沓石式斗代有坪、沓井、本年貫式百五十文也、
又屋敷老所、当所之内田中、定納沓貫文、子口何も于本券見

右、攸人申処実正也、但、毎月一人充御供養候而、其外者年忌可有

御沙■者也、此内九貫五百文者、証状四通在之、仍為後日状如件

大永八戊子年菊月廿五日

玄沼マ（花押）

龍徳寺無尽蔵江參

端裏書と宛先無尽蔵（祠堂方）から、桂岩分の入牌料（祠堂料）を寄

中世美濃龍徳寺の売券と在地社会（福島）

進したものである。玄沼は桂岩の供養を行っており、松尾益里その人自身か同族の一人だろう。入牌料一〇貫五〇〇文の内訳は、（ア）九貫五〇〇文分が沓井所在の田一反で本年貢が二五〇文で現物一貫文、（イ）一貫文分は池田の田中にある屋敷一カ所の定納分だった。（ア）の田一反分はAの桂岩説首座への売却分だろう。Aで龍徳寺祠堂方に売却された分が、Dでは桂岩の入牌料に特定化された。

（イ）の田中の屋敷は、E大永二（一五二二）年の喜多野与六道泰証状等案（後欠）が関係する（龍文一〇二）。

E 喜多野与六道泰証状等案（後欠）

〔端裏書〕
「喜多野与六道泰証状等案（後欠）
参通之内」

大永貳年拾貳月廿八日 桂岩分与六

〔前〕し堂錢其方御ひけいにて、兄にて候与九郎借り申候由、承候、我等一向不存儀共ニ候へ共、貴所無御等閑候間、本錢半分伍貫文之分ニ候、立可申候、左様ニ候ハ、けん（現）錢なく候間、田中之右衛門居屋敷加地子沓貫文にて候間、是を五貫文ニ進候、永代可有御知行候、公方年貢者小作納所申候、毎年沓貫文之分可被召置候、与九郎借錢仕候と被仰候へ共、我等一向不存儀共候、然者新（寄進）きしんと存如此候、委細者かいかんそ可被申候、仍状如件、

大永貳年拾貳月廿八日 喜多野与六道泰在判

永代売渡申田地之事、

合沓段者、本券相添候、在坪見本券、

右件之田地者、依有要用、祠堂錢四貫五百文ニ売渡申候処実正也、

但公方御年貢式百五十文御

○以下ラ闕ク、

Eは、喜多野与六道泰証状と某売券からなり、兄の与九郎が龍徳寺から借用した祠堂銭の半額分五貫文を用立てたものである。現銭がないために、池田内田中の右衛門の居屋敷の加地子分一貫文分を現銭五貫文分として提供したとある。喜多野道泰は兄与九郎の借銭を知らなかったことを強調して「新寄進」の扱いで引き渡した。寄進分は、Dの地目のうちの（イ）池田の田中にある屋敷一カ所の一貫文分が現物一貫文分をさそう。Eの某売券はA松尾益里売券と田一反・本年貢二五〇文と共通し（傍線部）、その文章も酷似しており、Eの某売券はA松尾益里売券の写の前半部分とみられる。Eの端裏書には「参通之内」とみえて手継証文は三通と想定され、喜多野与六道泰証状とA松尾益里売券にもう一通が付属している可能性が高い。その際、Eが桂岩分の証文三通で、D玄沼入牌料寄進状の土地の地目とE喜多野与六道泰証状等案（後欠）が共通することを見ると、Eの後欠部分につづいたと想定される証文は、田中の屋敷一カ所の一貫文分を五貫文で売却もしくは購入した際の証文となり、関連するものにF大永二（一五二二）年の松尾益里屋敷売券がある（龍文九八）。

F 松尾益里屋敷売券

「龍徳寺祠堂方へ」

合害所者、在坪ハ委細本券ニ見へたり、

右件屋敷者、依有要用、代錢五貫文ニ、永代祠堂方へ売渡申候処
 正也、但、公方年貢者、如本券御納所候て、永代祠堂方へ可有御知
 行候、為其本券を相添進之候、若於此下地候て、違乱之輩出来候
 ハ、為公方可為盜賊罪科候、仍為後日売券之状如件、

大永貳_{壬午}年十月一日

松尾彦次郎益里（花押）

龍徳寺祠堂御奉行中

屋敷一カ所の五貫文の売却で、E喜多野与六道泰証状と数値が同一である。年次も近く、桂岩と松尾益里との親子関係から、本券と想定される。喜多野道泰証状には宛先がないが、祠堂方よりの喜多野与九郎の借用、「新寄進」を強調していることをみると、その宛先は龍徳寺祠堂方桂岩かと思われる。F松尾益里売券は現銭を持っていなかった喜多野道泰の肩代わり分を松尾益里が提供する形でされたものと推定される。Eの喜多野与六道泰証状等案（後欠）の「参通之内」とは、喜多野与六道泰証状と某売券（A松尾益里売券写）・F松尾益里屋敷売券の三通になろう。一方、Dの玄沼入牌料寄進状の（ア）田一反・公方年貢二五〇文分の「本券四通」の内の証文一通はA松尾益里売券で、Aに関連する同一田地の手継証文がA以外に三通あったことを示し、松尾益里が取得するまでの三通分は伝来していないこととなる。

龍徳寺祠堂方桂岩・松尾益里親子は、沓井の九郎右衛門や喜多野道泰らから土地を買得または債務保証して龍徳寺の所領形成を行った。その際、B某消息の発給者（桂岩）は、沓井の九郎衛門の加地子分とみられる「御あし四くわん五百文」を受け取って「ほんもん」（本券）を添付して「おんしやう」に保証した。また、B玄沼入牌料寄進状の端裏書に「桂岩説首座入牌料寄進状」とあることは龍徳寺祠堂方に集積された松尾氏の売券・寄進分が桂岩の供養料に付け替えられたことを示し、桂岩は龍徳寺祠堂方の役職としてより、龍徳寺の檀那松尾氏の一族の立場を背景にした活動の側面が濃厚のようにみられる。

桂岩と松尾益里の寺内での位置をみると、明応四（一四九五）年の龍徳寺寺領目録に沓井がみえない点が注目される（龍文四二）。一方、龍

表4 龍徳寺祠堂方松尾分年貢目録

月分	本銭	人名およびその内訳	区分	利/カ月数	補記の内容	
3月	2360文	荒尾藤七	新造分	376文	400文、田中	
		新五良				700文藤七 400文中西又三郎 〔今ハ助左衛門〕
						350文又次郎
4月	358文	上村与五郎〔今ハ助左衛門〕		43文/3月		
6月	1000文	荒尾藤七		80文/4月		
8月	200文	同所新五良	新造分	8文/2月	内100文松分	
10月	750文	同所藤七		150文/10月		
10月	300文	上村与五郎〔今ハ助左衛門〕		60文/6月	今、松尾殿取次	
2月	425文	荒尾藤七	新造分	68文/8月		
		新五良				250文 藤七 225文 新五良
5月	200文	同所藤七	新造分	20文/5月		
10月	100文	同所藤七	新造分	20文/10月		
10月	272文	同所新五良	新造分	54文/10月		
10月	250文	上村与五郎〔助左衛門〕	桂岩分	50文/10月	今ハ松尾殿取次	
10月	300文	藤七	買得分	60文/10月		
2月	265文	同所藤七	買得分	42文/8月		
総計	6776文			1048文		

(注)〔 〕は協付。

徳寺の経営帳簿である享禄四(一五三二)年一〇月の龍徳寺祠堂方松尾分年貢目録には冒頭に「祠堂方 沓井公方年貢 松尾分」とあって沓井の公方年貢の祠堂方に納入される分が計上されている(龍文四四)。その内容を一覧表にすると、表4のようになる。

沓井の年貢納付に関する帳簿で、人名は本銭(公方年貢)の納入者とみられ、荒尾の藤七が八件、荒尾の新五良が四件、上村の与五郎が三件、荒尾の藤七・新五良分で中西の又三郎と又次郎となっている分がそれぞれ一件、このうち、上村の与五郎の三件と中西の又三郎の分はこの帳簿の段階では助左衛門に変わっていた。新造分・桂岩分・買得分の三種に区分され、G文明一四(一四八二)年の左衛門四郎売券は帳簿と関係する売券である(龍文一九)。

G 左衛門四郎売券

〔龍徳寺祠堂方〕券状 平野のふの左衛門四郎

龍徳寺祠堂方江売渡申下地〔 〕

合老反者、在坪、くつ井中村之北、護應殿内、公田壹段之内也、神

右、彼下地者、依有要用、永代祠堂方へ代銭四貫文ニ売渡申所実正也、但、公方年貢二月式百六十五文、十月参百文、合五百六拾五文御納所候て、可有御引得、縦天下一同得政行候共、於此下地候てハ、到子々孫々、一言子細申間敷候、若違乱煩申輩候者、為公方盜賊可有御成敗候、仍而為後日永代売券之状如件、

文明拾〇壬午年十一月廿六日 売主平野のふ左衛門四郎(花押)

請人くつ井荒尾住人藤七 (略押)

龍徳寺 祠堂御奉行中まいる

公方年貢は二月に二六五文、一〇月に三〇〇文の計五六五文の納入と

あり、龍徳寺祠堂方松尾分年貢目録の一〇月に三〇〇文、二月に二六五文として藤七と記す部分と合致する。G左衛門四郎売券と龍徳寺祠堂方松尾分年貢目録との対応関係から、月分は公方年貢の納入月を示そう。二・三・四・五・六・八・一〇月とみえ、売券の納入月記載も同様の傾向を示している。⁽¹⁷⁾ 藤七は左衛門四郎売券では請人とみえ、公方年貢負担者の藤七が目録に記載されており、藤七らはその負担者となろう。本銭と利子の関係は一〇〇文に毎月二文の利子で、利子には「三ヶ月」と期限が示され、納付月分に利息の月数を足せば実際の納付月がでてくる。

納付月は四月(一件)、七月(一件)、八月(五件)、一〇月(五件)となり、決算の期限との関係は本目録の作成日付「享禄四年十月一日」の一〇月と対応する。利子分の納入が一〇月に完了することを示し、目録は龍徳寺による公方年貢の取得帳簿だったことになる。⁽¹⁸⁾

次に、松尾分年貢目録の冒頭にみえる「杵井公方年貢 松尾分」について検討したい。目録では公方年貢の総量は六七七六文だが、「松尾殿取次」と注記された三カ所分は計一貫文である。松尾殿は売券類から松尾益里とみられる。問題は、文書の冒頭に「杵井公方年貢 松尾分」とあって杵井の公方年貢は松尾氏の関与と記しながら、本文では「今ハ松尾殿取次」とあって得分取得に関わる権利をもつにすぎないとみられる点である。松尾益里の杵井関係文書にはH大永二(一五二二)年の松尾益里田地売券があり、松尾益里は龍徳寺祠堂方に田地一町半小、公方年貢四貫九五九文分を売却し、その際に本券七通を添付して進上した(龍文一〇一)。杵井の売券は次の五点がある(上から、年、売主、田数、公方年貢額、龍徳寺文書の文書番号)。

⑪長享元年 あらを道慶三郎衛門 一反 四〇〇文 (五九)

⑭延徳元年 阿羅尾の九郎衛門 一反六〇歩 二五〇文 (六二)
 ⑯明応元年 荒尾九郎右衛門 二反 一〇〇〇文 (六四)
 ⑰明応二年 荒尾之住人道流 一反小 四〇〇文 (六六)
 ⑱明応三年 あらほの九郎右衛門 三反 一五〇〇文 (六九)

総計で、下地などが八反、公方年貢は三貫五五〇文である。一方、杵井についてはI天文八(一五三九)年の龍徳寺祠堂方田地目録があり、以下のようになっている(龍文四三)。

I 龍徳寺祠堂方田地目録

^(端裏書) 天文八^{己亥}年 杵井祠堂方田地売券

杵井之内龍徳寺祠堂方へ沽却之分

壹段 中村 次郎四郎

大 同所 三郎衛門

壹段 十郎衛門子

壹段 助左衛門

大 新五郎

小 中村半名

壹段 中村 初法師

大 荒尾左衛門四郎

右、本年貢四貫九百六拾六文

天文八^{己亥}年十一月 日

総田数は六反小、本年貢四貫九六六文は公方年貢に該当するとみられる。H松尾益里田地売券と比較すると、Hは杵井の田地が一町半小で公方年貢が四九五九文であり、公方年貢の総量は近似するものの田積はIはHの半分ほどである。なお、龍徳寺に伝来する杵井の売券との関係を

みても、これも直接に符合するものはなさそうである。⁽⁷⁰⁾ともに祠堂と関わっていて、権利の移動があったのだろう。

龍徳寺祠堂方田地目録と比較すると、傍線部の一反分の助左衛門は、龍徳寺祠堂方松尾分年貢目録には助左衛門分が四筆分あって、新造分の四〇〇文が中西又三郎から、上村与五郎分の三筆（三五八文・三〇〇文・二五〇文）が上村与五郎から、享祿四年には「今ハ助左衛門」とあって助左衛門に変わっていた。そのうち、三〇〇文分と二五〇文分は「今、松尾殿取次」とあって松尾氏が介在し、二五〇文分は「桂岩分」だった。先述したDの沓井の田地一反分の本年貢二五〇文と対応しよう（龍文一一二）。「桂岩分」は、天文年間の龍徳寺の年間決算の帳簿である龍徳寺祠堂方算用状には「七百九十六文 桂岩分 同」とみえて田地分以外に畠地分が確認されるものの、算用状には田地分は他に確認できず、一方で寺への納入分に以下のような記載がみえる（龍文四五）。

参買六百六十九文^{内、七百九十文ハ、沓井年貢ニ直立用、見于納帳。} 売米之代、

算用帳は、龍徳寺の取納帳を原簿としていたことがわかる一方、算用帳では右の部分の割注部分は抹消されている。割注部分は、売米の収入の三貫六六九文の内、七〇〇文余が「沓井年貢二直立用、見于納帳」とあって、七〇〇文余は沓井年貢の不足分に流用・補填されていた。沓井の年貢の不安定さを物語るものである。算用状にみえる沓井年貢の流用・補填は、(ア) Hに田地一町半小、公方年貢四貫九五九文分がみえながら、Iには沓井の龍徳寺祠堂方への売却分が田数六反小、本年貢四貫九六六文と田数で半減、(イ) 大永八年以降の松尾氏の売券・寄進状がみられないことと関連しているように思われる。松尾益里は、父桂岩が龍徳寺祠堂奉行となった龍徳寺の有力檀那で、買得した沓井分を龍徳

寺に寄進したが、大永八年以降はその活動がみられなくなる。龍徳寺内の檀那松尾氏の地位の変動も反映していよう。

(iv) 太郎か宮の売券と一色村の人々

太郎か宮関連の売券をみておこう。太郎か宮は龍徳寺と境を接する小字寺前にあり、近在に国枝氏の拠点・太郎か城（本郷城）があった。⁽⁷¹⁾太郎か宮関連の売券は、表2の⑤⑧⑨⑩⑪⑫の四点である。このうち、⑩⑪はともに龍徳寺門前の地の売却である。⁽⁷²⁾明応八（一四九九）年の常源売券は永正一五（一五一八）年の宗恩寄進状の本券であったことはすでに述べた。太郎か宮は池田下一色村の鎮守で、常源は売却に際して「一色村人より之売券常源取失候間、万一彼売券とかうし出来之者出来者、⁽⁷³⁾たう人たるへく候」とみえて本券のない売買だった。本券のない理由は紛失としている。笠松宏至氏は本券のない売買について、畠地などの例が多く、巷所・山などの本券がない売買は無主地・公界であったことが背景にあると指摘し、中世には売買証文を作成しない無券文売買が広がっていたことを指摘された。⁽⁷⁴⁾常源売券は、神領の売買に一色村人の誰かが所有を主張する可能性があったことを示している。太郎か宮の神領は龍徳寺領へ転換しても在地の慣行は龍徳寺に継承されたとみられ、買主未記載ではあるが龍徳寺に売却された可能性が高い。

こうした事情は他の売券にも見える。⑤文明一二（一四七三）年の太郎か宮称宜売券は、太郎か宮の北にある林（小松はらはやし）一カ所を八〇〇文で売却し、年貢三〇文だった。保証文言には「下一色村人子々孫々いるこいあるましく候」とある（龍文二二・二三）。太郎の宮の山林は下一色村の住人の共同管理に属し、売却後も住人の共同管理は継続するという前提だったろう。また、⑧文明一七（一四八五）年の

三郎衛門尉売券は、下一色の住人三郎衛門尉が、林一カ所を一貫五〇〇文で売却し、その所在は「ゑけのにし」と、会下に隣接していた。売券には買主側の神田の維持を要請している（龍文五四）。龍徳寺への売却が行われながら村の神田は維持されることで、龍徳寺にとっては僧の住所である「会下」が村の公的な施設に変われることを意味していた。⁽⁷⁴⁾

太郎か宮の神領の売券は、龍徳寺門前の地や龍徳寺と関係深い村堂に隣接した地の売却を特徴としており、買主は明記されないが龍徳寺を直接の買主と想定してよいであろう。その際、⑤⑧にみるように、下一色村が旧来から太郎か宮にもついていた村落内での機能は龍徳寺の檀家に切り替える形態で存続したとみるのが妥当であろう。

(V) 成興寺と国枝氏の売券

最後に残るのは、②明応八（一四九九）年の真富六郎右衛門尉幸口売券案（龍文七六）と②③天文一九（一五五〇）年の国枝孫三・きく一連署売券（龍文一一八・一二〇）の二通である。

②は、池田庄八木前の小島海道の東にある田大を四貫文で売却したものである。田地の性格は名に結ばれない抜地で成興寺の給田で、斗代は神戸升で八斗だった。⁽⁷⁵⁾ 真富六郎右衛門尉幸口は名字・官職・実名を記し侍身分だろう。本売券は、永正一一（一五一四）年のしやうこう寺某書状案との関連が想定される（龍文八二）。「すみや名」内の地の得分の取得を「むらせ」と相談をしつつ龍徳寺に約束したものである。「しやうこう寺」と成興寺が同一と仮定すると、成興寺は真富幸口らの土地売却で給田を設定され、龍徳寺と本末関係にあったこととなる。一方、②③天文一九年の国枝孫三・きく一連署売券案は、屋敷と野を一貫文で売却したもので、「妙けん」死去に際して祠堂銭の納入を目的としている。⁽⁷⁷⁾ 買主

の記載はないが、国枝氏との関係からみて龍徳寺を買主とした可能性が高からう。

(vi) 小括

寄進状の本券とされた売券をみると、松尾益里・松尾宗松、宗恩らが買得し龍徳寺祠堂方に寄進したケースが確認でき、龍徳寺は加地子・小作料を取得した。玉置院光素と道本の場合、池田若一王子社・あかめ垣内社の神田の集積に特徴がある。満屋住人の売券をみると、林が龍徳寺の無常堂に転換し、墓所を含む地藏堂が龍徳寺管理下の寺院施設に転換しつつ、旧来の村の行事は住人によって維持されている。村落の機能が龍徳寺の寺院施設に継承された恰好となっている。また、国枝氏の拠点と近い太郎か宮の売券も一色村住人の関連でみると、同様の傾向がみえる。住人にとって、龍徳寺の檀家への転換は村の自立的側面の維持とも関わっていた。

一方、松尾益里の売券は父で龍徳寺祠堂奉行桂岩と密接な関係をもつて沓井を中心に集積されたが、松尾益里は大永八年以降の活動がみえない。このころ、龍徳寺内で檀那の地位の変動があったとみられる。また、成興寺に関わる売券からは真富氏などを媒介にした本末関係の形成を指摘することができる。龍徳寺は村落内の地侍・百姓層による結衆の場の性格を濃厚にもつようになったのである。

三 買主記載の売券と国枝氏と池田住人

(1) 買主記載の売券の検討

買主の記載された売券をみよう。表5は買主記載のある売券を整理し

表5 買主を記載した売券

	年 月 日	売 主	買 主	文書番号
①	文明6・4・2	慶善左衛門、子左衛門大郎	国枝殿	14
②	文明14・11・26	平野住人のふ左衛門四郎	龍徳寺祠堂御奉行中	19
③	明応2・10・20	はぎわらの七郎衛門 同子与七	龍徳寺祠堂御奉行中	65
④	永正16・12・13	松尾益里	龍徳寺祠堂御奉行説首座	95
⑤	大永2・10・1	松尾益里	龍徳寺祠堂御奉行中	98
⑥	大永2・12・19	松尾益里	龍徳寺祠堂御奉行中	101
⑦	大永5・3・1	国枝彦左衛門方貞次・同弥次郎、(与三兵衛殿裏判)	祠堂方	104
⑧	大永5・12・19	稲葉光朝	玄高後室	106
⑨	大永8・4・23	池田住人三屋之五郎右衛門 三屋之新次郎、三屋虎吉	龍徳寺祠堂方	110・111
⑩	天文19・12・16	宗珠	龍徳寺祠堂方	119

中世美濃龍徳寺の売券と在地社会(福島)

たもので、以下のような傾向がある。

(ア) 買主記載の売券は買主未記載の売券よりやや時期がくんだり、買主はほとんどが龍徳寺祠堂方⁽⁷⁸⁾で、他に国枝殿と玄高後室がみえる。

(イ) 売主は国枝氏一族(方貞次・弥次郎・三兵衛殿)・松尾益里・稲葉光朝・慶善左衛門と子の左衛門大郎、宗珠⁽⁷⁹⁾、池田住人の三屋の五郎右衛門・新次郎・虎吉、「はぎわら」の七郎衛門と子の与七、平野住人「のふ」左衛門四郎。在地の有姓の人物の比重が高く、無姓のものは池田近郊の名主・百姓層と考えられる。

②④⑤⑥⑨は買主未記載の売券の本券を検討するなかですでに述べておいた。残る①③⑦⑧⑩を検討したい。⁽⁸⁰⁾①は国枝氏、⑧は稲葉氏宛であり、龍徳寺の墓所は龍徳寺境内、稲葉塩塵の五輪塔も龍徳寺近郊にある。龍徳寺の檀那である。国枝氏宛ての売券は、①文明六(一四七四)年の慶善左衛門田地売券が岡江八郎名内の田五反を二〇貫文で売却したもので、公方年貢は一貫五〇〇文で「徳分」の年貢米は六石で一五俵と現物の納入、口入は彦右衛門とみえる。「徳分」は加地子をさし、公方年貢は売却人の負担で、国枝氏は加地子の六石分を受け取ったとみられる(龍文一四)。一方、⑦大永五(一二二五)年の国枝貞次畠地売券案は、目下に次のようにみえる(龍文一〇四)。

売主国枝彦左衛門方

大永五酉年三月十七日 貞次在判

同弥次郎同

与三兵衛殿裏判

貞次と弥次郎は「売主国枝彦左衛門方」が右肩にあり、国枝彦左衛門の家中の人物だろう。裏判の「与三兵衛殿」は国枝氏の惣領とみられる。⁽⁸¹⁾

貞次らの売却は、惣領の認可のもとで行われた。その内容は、畠を三貫文で売却したのだが、以前の売券・寄進状が田・畠数で記すのに対して「壹貫貳百文成」と銭高表示に変わっている。得分は銭高一二〇〇文から公方年貢二五〇文を引いた九五〇文が龍徳寺の得分となったわけだ。加地子分にあたろう。祠堂銭については三貫文とあり売却額と同額で、祠堂銭の立て替えとしての売却だった。宝月圭吾氏の指摘のように、三貫文の代貸を借入銭にして売却地を担保に祠堂銭の借用状に代替されるもので実態は借用状の色濃いのだった⁸⁵⁾。小作は同名新五郎とあつて国枝氏で、売却地も「孫六殿かいこめ」とみえる。孫六殿は国枝正助⁸⁶⁾で国枝氏の屋敷地内の畠地の売却となる。国枝氏一族の直営分を借用状のような売券で売却したもので、龍徳寺の信用保証が背景にあつた。

稲葉氏の分をみよう。大永五(一五二五)年二月二十九日の同一日付の二通、⑧玄高後室宛て稲葉光朝売券案(龍文一〇六)とA龍徳寺納所禪師宛て稲葉通房後室寄進状案がセットになる(龍文一〇五)。⑧は、稲葉光朝が玄高後室に田地を四貫文で売却したものである。公方年貢七斗は天神に納め、加地子九斗が玄高後室の分とされた。この田地は稲葉氏の買得地だったが、古い売券がでてくるなどの問題が発生した場合は「為売主可致裁許候」と売主の立場を強調している。一方、Aは九斗分を月岩玄高(稲葉通房)の供養分として龍徳寺に寄進しており、Aの九斗は⑧の加地子分九斗にあたる。同一日付で、稲葉光朝↓玄高後室↓龍徳寺と権利を移動させており、売寄進に近い性格のものとなる。稲葉氏が、売却・寄進を保証したのであり、龍徳寺の檀那としての立場にたったものといえる。

一方、⑩天文一九(一五五〇)年の宗珠売券は、龍徳寺祠堂方に田地を一貫文余で売却したもののようだ(龍文一一九)。年貢は一〇〇文で寺納とされ、本券があつたが「原□折紙相添進之候」とみえ、「原□」なる人物によって保証された。さらに、「此上何ハ」候ハ、我等罷出裁許可申候」と治罰文言が書き加えられており、違乱があれば在地の自検断で解決され権利が保証された。これらの場合、稲葉・国枝氏らによる保証が濃厚にうかがえる。

(2) 池田住人国枝・末松氏と龍徳寺・徳蔭庵

龍徳寺文書には、寄進状が写などの重複を除いて三九通ある(表6)。宛先の変化から三期に分けて整理すると、以下ようになる。

(ア) 文明〇明応年間 「龍徳寺常住」「龍徳寺」と長老または法人としての龍徳寺を宛先とするものが大半で、ほかに「宝泉庵」がある。

(イ) 永正〇天文年間 「龍徳寺祠堂方」「龍徳寺祠堂奉行中」と祠堂方に関するもの、「龍徳寺納所」「龍徳寺納所禪師」「龍徳寺創建方奉行中」「龍徳寺免僧禪師」と関連の役職宛てが大多数で、龍徳寺住持宛てのものは少数にとどまる。

(ウ) 永禄〇天正年間 「龍徳寺御納所」という個別組織宛て、「龍徳寺御役者中」「御役者中」「龍徳寺評定衆」と僧団の合議組織に対するものが大半で、龍徳寺僧個人に関わるものは「龍徳寺侍衣禪師」の一例のみである。このうち③〇〇③⑤はいずれも方丈の修理に関わる一連のもので、作事に関する事項は龍徳寺の役者・評定衆によって担われたことを示している。寺内の機能分掌が明確化する一方、祠

堂銭に関するものも役者宛てとなっている。

龍徳寺では永正年間ころに祠堂方の組織が確立し、納所・免僧など年貢や祠堂銭を管理する役職が整備された。一方、宝泉庵の位置は文明年間以後にみえず、永正年間には変化していたとみられる。永禄年間以降、納所などは継続的に存在するものの天文年間以前には明確だった「祠堂方」の役職呼称が消え、寺内での担当役を示す「御役者中」に集約されていく。「祠堂方」から伝統的組織の「役者中」への変化は、天文末年から永禄年間が寺院経営の転換点だったことを示唆している。

そこで、天文年間以前と永禄年間以降の寄進者を整理すると、以下の点が指摘できる。

(エ) 天文年間以前 有姓のものは、国枝氏に為助・正助・為助・全勇・秀継・宗龍・里助・重元とみえ多い。外に複数のもものは、松尾氏が宗松・益里、末松氏が里重・秀光。単数のものは、田中清元、荒尾九郎右衛門、乾増直。無姓のものは、山洞ノ常三入道・同処ノ衛門三郎・玄有弟小作慶吾庵、赤坂住人四郎。僧には道中僧・光素・永都寺善永・徳蔭庵宗珍。宗恩と玄沼は僧か俗人の法名か判別しづら。

(オ) 永禄年間以降 有姓のものは国枝氏に限られ、宗龍・重元・重宗・国祐・不斎・宗元・重泰がみえる。無姓では、孫左衛門、同子孫九郎。僧または法名かとみられるものは祖芳。

龍徳寺は天文年間以前は多様な人々を檀那としていたが、永禄年間以降はほとんどが国枝氏になっており、事実上は国枝氏の菩提寺・氏寺に転換したとみられる。

寄進の経緯は、以下の点が指摘できる。

中世美濃龍徳寺の売券と在地社会(福島)

(カ) 八割ほどは供養料の寄進で、文中には①に供養対象を「宗勝禪尼」、寄進の目的を「靈供米」と記すように、法名と「毎年弔」「靈供米」「入牌料」「菩提祠堂」等の文言が記入される。祠堂銭の納入が大半だった。

(キ) 祠堂を直接の目的としないのみなされるものは、②④⑧⑨⑩の四件と少ない。

三八通の寄進状に「本券」を記すものは、天文年間以前は一五通(④⑤⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓)、永禄四年以降は一通(㉔)、⑲に「任彼売券状」、㉑に「為其本売券ヲ相添」とあつて売券だった。すでに検討した①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓を除く未解決分を中心に検討してみたい。

④明応三(一四九四)年の国枝為助寄進状は、雪心宗香の靈供米として下地を龍徳寺に寄進したのだが、田数と所在は記されず下地は北島岩井郷中田三良左近方より買得したと記し「文書相加候」と本券が添付されていた(龍文六八)。⑤明応五年の国枝全勇寄進状は、宗寧の靈供米として「井河はたのさ衛門二郎かい屋敷の南かきそい」の下地一カ所を寄進したものである(龍文七〇)。これも「本文書相そへ進入候」とあり本券があった。④永正一六(一五一九)年の国枝秀継寄進状は、

「三屋之西」所在の林一所を寄進したもので「本券式通」があった(龍文九三)。「満屋の西」とは、端裏書に「永正十六年 国枝孫七 三屋之西孫七

方」とあることから、国枝秀継の屋敷地の一角と思われる。⑳天文三(一五三四)年の国枝里助寄進状案は、徳栄・宗貞・祐喜の三名の供養料として畠一カ所を寄進したものである。面積と坪の所在は記さず本券によるとある。畠は「我等作仕」とあつて国枝里助の自営地だった(龍文一一三)。いずれも本券の所在を記しながら、それにみあう本券が

表6 龍徳寺文書の寄進状

	年月日	寄進主	寄進先	寄進対象と目的		文書番号
①	文明16・10・20	国枝為助・正助	龍徳寺 常住	宗勝禪尼	靈供米	51
②	文明16・11・11	道中僧	宝泉庵			53
③	文明18・9・17	光素		道本禪門	毎年弔	17
④	明応3・3・9	国枝為助	龍徳寺	雪心宗香	靈供米	68
⑤	明応5・1・27	国枝全勇	龍徳寺	宗寧	靈供米	70
⑥	明応6・9・10	田中清元	龍徳寺	田中三州	後生菩提	72
⑦	永正8・3・14	玉池院光素	龍徳寺 侍衣禪師	松嶺妙貞・道本禪門・光素	菩提	77
⑧	永正9・8・3	松尾宗松	龍徳寺 祠堂方	月窓宗松	菩提	79
⑨	永正14・2・3	永都寺善永	龍徳寺 創建方奉行中	創建	御年忌	83
⑩	永正14・4・19	徳蔭庵宗珍	龍徳寺 納所禪師	敬仲元肅居士・和厳宗康禪尼		84
⑪	永正14・4・20	徳蔭庵宗珍	龍徳寺 祠堂方	宗珍	入牌料	85
⑫	永正15・3・7	宗恩	龍徳寺 祠堂方	桃林瑞源禪門	入牌	88
⑬	永正16・9・5	国枝秀継	龍徳寺 祠堂方	一齡宗切禪定門	[] 料	92
⑭	永正16・9・5	国枝秀継	龍徳寺 祠堂方			93
⑮	永正17・4・5	山洞ノ常三入道 同処ノ衛門三郎 玄有弟小作 慶春庵	龍徳寺 祠堂御奉行中	玄有禪門	御弔	96
⑯	大永元・7・5	国枝宗龍	龍徳寺 方丈	宗韓菩提	菩提	97
⑰	大永2・11・6	松尾益里	龍徳寺 侍者	宝洲宗珠禪定尼	毎日靈供	99
⑱	大永4・2・16	赤坂住人 四郎	龍徳寺			103
⑲	大永5・12・19	玄高後室	龍徳寺 納所禪師	月岩玄高		105
⑳	大永6・2・10	末松里重 小作三屋之 又左衛門 同 五郎衛門	龍徳寺 祠堂御奉行中	玄三禪門		107
㉑	大永8・3・7	乾増直	龍徳寺 納所			109
㉒	大永8・菊・25	玄沼	龍徳寺 無尽蔵	桂巖	入牌料	112
㉓	天文3・3・23	国枝里助	龍徳寺 祠堂御奉行中	徳栄・宗貞・祐喜	入牌料	113
㉔	天文10・11・10	末松秀光	龍徳寺 免僧禪師	俊甫宗栄	入牌料	117
㉕	天文22・6・吉	国枝重元	龍徳寺 祠堂御奉行中	和仲宗陽禪定門	祠堂入牌料	154
㉖	天文22・8・13	国枝宗龍	龍徳寺 納所	心源宗本禪定門 金紹童子	祠堂	155
㉗	天文22・11・2	荒尾九郎右衛門	龍徳寺 納所	自得禪定門 (少三後箱殿)	菩提祠堂	156
㉘	永禄4・12・吉	孫左衛門 同子 孫九郎	龍徳寺 御役者中	為宗琳宗陽様		162
㉙	永禄10・4・15	国枝宗龍	龍徳寺 御納所	[我菩提]	菩提	164
㉚	天正元・11・13	国枝重元	龍徳寺 侍衣禪師	方丈為上葺錢		166
㉛	天正元・11・13	国枝重宗・国祐	御役者中	方丈為修理免		167
㉜	天正元・11・21	国枝不斎	龍徳寺 評定衆	方丈毎歳上葺		168
㉝	天正2・3・一	国枝不斎	龍徳寺 御役者中	方丈上葺修理免		170
㉞	天正3・4・11	国枝国祐	龍徳寺 御納所	上葺		172
㉟	天正6・10・吉	国枝宗元	龍徳寺 御役者中	御方丈上葺		174
㊱	天正6・5・21	国枝重泰	龍徳寺 御役者中	蘭芳珠公・如林清勲	靈供米	175
㊲	天正6・5・21	国枝重泰	龍徳寺 御役者中	蘭芳珠公・如林清勲	靈供米	177
㊳	天正8・8・5	祖芳	龍徳寺 御役者中		祠堂	180
㊴	天正9・11・18	某(女性)	れうとくしなつしよ	やま殿さま	御齋米	24

ない。⁽⁸⁹⁾

国枝氏の本券を明記した寄進状には、本券の所在を明記しながら本券が龍徳寺に伝来しない。寄進地は国枝氏の自营地もしくは屋敷地の一角とみなされる国枝氏の力が強くおよぶ土地だった点に特徴がある。

天文年間以前の本券の存在を記さない国枝氏の龍徳寺宛寄進状(①⑬⑭⑮)と比較してみよう。田積・所在を記すのは①⑬⑭があり、①文明一六(二四八四)年の国枝為助・正助寄進状は、田一反でその所在を「池田庄乾之井上」と記す(龍文五二)。⑬永正一六(二五一九)年の国枝秀継寄進状は、畠一反の所在を「サジキバ南東横道ノ」、小作人を「小作ツイシ子ノ衛門四郎」、分錢を「一」文成」と錢高で記し、そのうち二〇六文は里宮へ納入して残余分が龍徳寺に納入されるとある(龍文九二)。⑭大永元(一五二二)の国枝宗龍寄進状は、親の宗韓の菩提に発給した寄進状が「錯乱」によって龍徳寺で紛失したために再び発給したものである。田積等は畠一反半で、所在は「般若畠之東」、斗代は一石六斗で池田荘升で納入するとして外に料足二〇〇文とその内容を明示している。下地の性格は、「拙者同名之内之奥二候間、公方之年貢・諸役聊無之候」とあって、国枝氏の自营地の寄進と考えてよい(龍文九七)。国枝氏以外では、本券の存在を記さない⑯天文二二(一五五三)年の荒尾九郎右衛門寄進状も、自得禪定門の祠堂について八幡田村の地二貫文分を寄進し、地下人の押領が発生した場合は「手前承り罪科可申候」と自身による検断の執行を誓約している(龍文一五六)。これも、国枝氏の場合に準拠して考えられる例といえよう。また、⑰天文二二(一五五三)年の国枝宗龍寄進状は、心源宗本禪定門(三〇〇文、光慶寺屋敷)・紹金童子(二〇〇文、田中前二又田)の供養料の田地を寄

中世美濃龍徳寺の売券と在地社会(福島)

進したもので、ともに「本年貢錢定納也」と錢高表示のものである(龍文一五五)。本券の存在を明記しない寄進状は田積などを記す傾向が高く、本券の証拠能力は依然として高かったと思われるが、本券を添えることを明記していても対応する本券が伝来しないケースが多い。本券の伝来しない背景には、国枝氏の介在を考慮する必要がある。

本券を明記していて、寄進に際して国枝氏が請人として証判を加えたものをみると、⑱大永四(一五二四)年の赤坂住人宮西之四郎寄進状がある(龍文一〇三)。寄進地は四力所にわたっている。その内容は以下のようなものである。

(a) しん田大(神田之)(宮西前、南野共二、公方成田四斗二升二合、もちこし五〇文、春秋反錢八六文、小作納所、九斗)

(b) 柳宮堂七月六日庭草田(堂のまへ、本年貢二〇文、斗代三斗五升)

(c) はき原宮油田(宮前、道の北南、年貢二〇文、斗代三斗七升)

(d) 弓削寺領(宮西いぬい、本年貢(小作納所)一斗三升、加地子は地子三俵三升八合)

本文には「国枝孫六殿様加判被成候」と国枝正助が証判を加えたと記し、目下には四郎の花押とともに請人国枝正助と池田住人光勤が署名・加判している。この本券にあたるものもみあたらない。本券は、請人の国枝正助のもとに留保された疑いが濃厚である。

国枝氏による本券の留保をうかがわせるものに⑳天文二二(一五五三)年の国枝重元寄進状がある(龍文一五四)。和仲宗陽の供養料として居屋敷一カ所を寄進したのだが、本券の所在は記さない。ただし、寄進状には近世段階の異筆で「末松七郎左衛門添折紙有」とある。この

副状は天文二二年六月三日付けの末松秀光書状をさしており、これには末松氏から国枝氏への譲渡の経緯と本券について以下のようにみえる（龍文一五三）。

為宗陽弥三郎茶湯田、御門前ニ御座候居屋敷一所致寄進候、彼下地者甚六数代給知之内候を、十四五年以前候歟、百姓等上捨申候条、手作仕候へ共、御近所屋敷候間、進上申由候、為後々末代、甚六寄進状相調進献申候、先以尤存候、可得尊意候、恐惶謹言、

天文廿二

末松七郎左衛門

六月三日

秀光（花押）

龍徳寺

祠堂御奉行中

侍衣足下

この書状から、(ア)宗陽弥三郎の茶湯田に龍徳寺門前の居屋敷を末松秀光が寄進したこと、(イ)下地は「甚六」が数代にわたって「給知」していたのを百姓等が「上捨」てたために末松氏が手作した地であったこと、(ウ)龍徳寺の近所の屋敷であることを理由に国枝氏が龍徳寺に進上したこと、(エ)末松氏が献上するにあたっては「甚六」が寄進状を龍徳寺に引き渡したことがわかる。「甚六」は国枝重元をさす。国枝重元が掌握していた屋敷地で、百姓が「上捨」てたというのは作職を末松氏が確保したことを意味し、居屋敷の作職を末松秀光が龍徳寺に継承することを国枝氏が認可したものと判断される。重元の寄進状は、末松氏から龍徳寺に作職が移動したことの証明となった。

国枝氏と末松氏の関係は、高牧氏が国枝氏による名主層の被官化の例に末松秀光の例を取りあげられた。その本券の所在を記さない④天文一

〇（一五四一）年の末松秀光寄進状にもうかがえる。末松秀光は、俊甫宗栄の入牌料として田地小を寄進したが、保証のために重光の「裏判」を求め、裏には証拠に重光の花押がおされた（龍文一一七）。重光は、

『揖斐郡志』所収国枝氏系譜・龍徳寺所蔵国枝氏系譜に宗龍の子とみえ、母は稲葉一鉄の娘だった⁹⁵。系図によれば重光の子が重元にあたるが、右の書状では秀光は国枝重元のことを「甚六」と敬称抜きで記している（龍文一五三）。天文一九年とみられる一二月三日付け末松秀光書状はさらに具体的で、末松秀光は四通の寄進状類に国枝大和守の花押を拝領することで、母の供養に寄進した寺領の保全を求めている⁹⁶（龍文一五九）。末松氏は国枝氏に対して加判を求めるものの、「殿」などの敬

称は付していない。末松氏にとって、被官関係に入っても国枝氏は上位者と意識されても格別の敬意をほらう存在とはいえなかった⁹⁷。一方、百姓らが「上捨」てた際の証文は、国枝氏宛てのものがあつた可能性があるが、これは龍徳寺に伝来していない。

このほか、本券を添えた寄進状に徳蔭庵宗珍の寄進状がある。⑩永正一四（一五二七）年四月一九日（龍文八四）、⑪同年四月二〇日（龍文八五）と連続した日付で、⑩は両親とみられる敬仲元爾居士・和嚴宗康禅尼、⑪は宗珍自身入牌料と逆修供養だった。ともに違乱発生の場合には、「先年両度迄屋形被成判候」と「屋形」による安堵を明記している。「屋形」は美濃国守護土岐氏だろう。さらに、⑩には「彼本券封裏進上候」と宗珍が本券に裏花押を署判して龍徳寺に進上したことがみえ、⑪には「彼本券進上候」と本券を添えて龍徳寺に寄進した。しかし、⑩の本券に該当する文書はみられない⁹⁸。⑪の（a）井尻屋敷（分銭一貫五十文）、（b）二反（分銭七百文、本年貢二百文、若一王子神田江

納所)について、(b)の部分は文明六(一四七四)年の右近二郎売券の田積二反、本年貢二〇〇文、加地子五〇〇文で若一王子社の神田とする内容に近似する(龍文一六、既述)。その後の井尻屋敷は、永禄六(二五六三)年の渡部孫衛門宛て龍徳寺役者年貢免状案がある(龍文三八)。井尻屋敷の作職は末松七郎左衛門の仲介で渡部孫衛門が確保することとなったが、その際、三五〇文は渡部孫衛門の給分とされ、七〇〇文を寺納と定めたことがわかる。宗珍の住する徳蔭庵は龍徳寺の塔頭の一つと目されるが、宗珍は「屋形」土岐氏からの安堵を主張して龍徳寺に認めさせており、ある程度の独立性を保っていたようだ。宗珍は、永正一四年閏十月六日の徳蔭庵宗珍書状で、以前に寄進した地に齋藤氏が給人を配置することとなり、寄進地を龍徳寺の帳面からはずすことを要請している(龍文八〇)。右にみた井尻屋敷がその対象だろう。宗珍・末松秀光は土岐・齋藤氏とむすんで給地の付け替えなどを行っており、龍徳寺との関係では距離をおいた立場にたっていたと思われる。

国枝氏・末松氏・徳蔭庵の関係は永禄四(二五六一)年ころには異なった様相を呈してくる。(a)永禄四年一月一〇日、(b)六月二八日の国枝古泰書状にうかがえる(龍文一六〇・一六一)。いずれも、封紙には「墨引」龍徳寺御納所 禪師 国枝少兵衛尉古泰⁽¹⁰⁾とある。

(a) 池田之内徳蔭庵寄進候田地之事、節季用钱無之段承届候、殊彼証文明鏡候、以右之旨、如前々、全可有御寺納儀簡要候、恐々謹言、

永禄四年十一月十日 古泰(花押)

(b) 親にて候者為二、拙子幼少之時、此方家来之者、なすひや屋敷加地子かた寄進申候処、今無御寺納由、不審二存候、猶老僧衆へ有

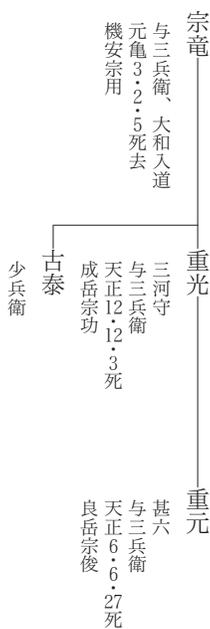
中世美濃龍徳寺の売券と在地社会(福島)

御尋、御糾明候て、被仰付尤候、恐々謹言、

六月廿八日 古泰(花押)

(a)は徳蔭庵が龍徳寺に寄進した田地について節季用钱が納入されていないことの問い合わせをうけて、「証文」にその内容が記載されていることを確認している。国枝古泰は、徳蔭庵の寄進状等の証文を確認し安堵する立場だった。(b)は、親の供養に古泰の幼少時分に、国枝氏の「家来」が「なすひや屋敷」の加地子を寄進したものの、同所から龍徳寺に未納になっていることを、龍徳寺に確認を求めている。国枝氏系譜では古泰の父は宗龍で、宗龍は天文二二(二五五三)年には「国枝大和入道/宗龍」とすでに出家し(龍文二五五)、元亀三(一五七二)年二月五日に没している。⁽¹¹⁾(b)の内容が供養料の寄進を示すと解釈すると、傍線部から宗龍の没後に古泰が発給したものと思われ、元亀三年以降のことになる。「なすひや屋敷」を寄進した「此方家来」は、古泰・徳蔭庵との関係からみて末松氏であろう。

最後に古泰周辺の国枝氏についてみておきたい。高牧氏は、国枝氏の惣家が直接農業経営から離れる一方、作職などを留保しているのは庶家とされた。⁽¹²⁾惣家は、龍徳寺所蔵国枝氏系譜には、以下のようにみえる。



宗龍と一族の関係は、永禄一〇(二五六七)年の国枝宗龍寄進状に

「与三兵衛」を頼むとある（龍文一六四）。与三兵衛を『岐阜県史 史料編 古代・中世一』は重元、高牧氏と『池田町史 通史編』は重光としている。⁽¹⁸⁾『岐阜県史』の根拠は、天文二二年の末松秀光書状に「為宗陽弥三郎茶湯田」を国枝重元が寄進したことを参照して（龍文一五三）、

「幼少」の人物を孫重元にあてたのだろう。与三兵衛は村落住人の⁽²⁸⁾永禄四（一五六一）年の孫左衛門・孫九郎寄進状に「宗琳宗陽様」を対象に龍徳寺の門前地を寄進したとある（龍文一六二）。与三兵衛は国枝氏当主に相違なく、重光・重元のいづれかとなる。宗琳宗陽は、国枝氏系譜に宗龍の兄弟の重次（天文一七（一五四八）年一月二日没、飛驒守）の法名にみえ、宗琳宗陽を重次とすると、永禄四年はその十三回忌にあたる。重光の右の寄進は十三回忌法要での供養料の龍徳寺への付け替えとして行われたのだろう。一方、古泰は元亀元（一五七〇）年には織田方で朝倉氏との合戦に加わった。⁽²⁹⁾また、永禄一〇（一五六七）年の稲葉貞通宛て信長朱印状には、稲葉氏分に国枝助左衛門分が見え、その与力・家来分も安堵している（豊後白杵稲葉文書）。稲葉氏の与力に国枝氏が付けられ、その家中は国枝氏の与力・家来に編成されるという夕テの系列が、上位権力から認められた。国枝氏は、重光・古泰らを核に、村落に密着した庶流や末松氏らの地侍・名主層を与力・家来に組織化していた。

国枝氏系譜には、惣家の継承関係に違和感が残る部分があるが、古泰と徳蔭庵の關係から想定するなら、高牧氏も指摘するように（b）にみえた「此方家来」は末松氏であろう。徳蔭庵の進退権はこの時期には用途進納が不全におちいり、その証文類は国枝古泰が確認する立場にあった。古泰が宗琳宗陽の十三回忌にあたり末松氏の寄進地を確認したこと

と符合しよう。国枝氏の惣家は龍徳寺の外護者となり、在地から離れていった。やがて、国枝氏らと他の檀那の關係が整理される一方、新給人の配置など新たな段階に入っていた。

(3) 天正年間の国枝氏の寄進状

天正元々六（一五七三〜七八）年ころの国枝氏一族による方丈上葺造営の寄進状六通の発給者は重元の兄弟・叔父・甥の關係にある。⁽³⁰⁾その際、⁽³²⁾天正元年一月の国枝不斎寄進状には一族それぞれが毎年一〇〇文分を負担するとある（龍文一六八）。一方、方丈上葺を主導した人物は、⁽³⁰⁾に「重元ニ裏判相加申候」とみえて重元だった（龍文一六七）。惣領重元を中心に一族あげて行った。その寄進地は以下のように、当時の国枝氏の根幹に近い部分を示すとみられる（上から、寄進者、田積等、所在、表6のナンバール）。

- 重元 田一反〔関戸ノ北、井そい、井川之西之はた〕⁽³⁰⁾
- 重宗・国祐 田一所〔伊勢前島〕⁽³¹⁾
- 不斎 〔弥木之乾、小作は田中五良作〕⁽³²⁾
- 不斎 田地 〔田中五郎助〕⁽³³⁾
- 国祐 〔いせやのふる門之前なり〕⁽³⁴⁾
- 宗元 〔小作八日市場之次郎衛門尉引得分〕⁽³⁵⁾

重元分の「井そい」は、⁽²⁹⁾永禄一〇（一五六七）年の国枝宗龍が自身の菩提のために寄進した「井そへ」一反と隣接した場だろう（龍文一六四）。

これ以外の寄進状は、⁽³⁶⁾⁽³⁷⁾天正六（一五七八）年の国枝重泰寄進状（龍文一七五・一七七）と⁽³⁸⁾天正八年の祖芳寄進状（龍文一八〇）、⁽³⁹⁾天

正九年の某(女性)のものがある(龍文二四)。^{③⑥}^{③⑨}は本券がなく、^{③⑧}は証文を添えたものだった。

^{③⑥}は、国枝重泰が蘭芳珠公・如林清麩の靈供米として「石河給」^⑩分の加地子二斗成を寄進したもので、南西北が「石河給」、西北は国枝氏一族の竹右衛門尉の給地だった。この地は、「永不作所を、我等ひらき」と記すように開発地だったが、石河氏など外来の給人の給地に再編されていた。^{③⑦}は同所を説明したもので、四斗成の地について二斗成分は「朝□右衛門殿」に引き渡したとある。国枝氏の開発地が新給人に引き渡された。一方、^{③⑧}は龍徳寺関係の僧とみられる祖芳が、顚首座が買得した旨を記しており証文があった。しかし、本券は見いだせない。一五五文成の田地を寄進して「茶湯」にあてるよう求めている。^{③⑨}も「ちやとう」(茶湯)に寄進している。^{③⑧}^{③⑨}ともに祠堂銭の寄進だった。

これらの土地の関係は、^{③⑩}に「自然小作等年貢米少も於令難渋ハ、田地被召上、誰々ニも被仰付」、^{③⑪}には「小作事ハ当年よりハ誰々成共、可被仰付候」とあって、地主―小作関係を基本に定納分の維持をはかっている。定納分は、百姓と龍徳寺が相互契約をむすんだ請状に明確で、永禄四(一五六一)年には荒井の孫左衛門と子仙介が赤目垣の西野一カ所の一〇〇文の定納を約束し(龍文一六三)、天正六(一五七八)年には石田の道善入道と子又七郎が町田七右衛門尉・坪井弥介に申請して近年の不作を理由に本年貢六〇〇文を三〇〇文の定納に引き下げて違約の場合は屋敷を取り上げる旨を誓約し、同年五月に龍徳寺も兩人にこれを承認している(龍文一七三・一七六)。町田・坪井の兩人は村落の外部の者であり、在地の年貢などは外部の第三者によって確認されるようにかわっていた。^⑩

中世美濃龍徳寺の売券と在地社会(福島)

おわりに

本稿では、美濃龍徳寺の売却・寄進に際しての本券の確認を中心に検討し、買主未記載の売券に注目した。龍徳寺伝来の平野荘関係の売券は買主未記載の売券が多いが、目録に対応する売券は正文である。目録は、国枝氏を含む住人集団が保全した土地売買の目録で一部がやがて龍徳寺領に転換する。龍徳寺に売券が伝来しないものがある背景には、売主・寄進者のもとに売券が保留される場合が想定される。関わったひとびとには、平野分の国枝氏以外に脛長分の昌俊など複数の存在がうかがえ、龍徳寺の檀那だった。売却者のほとんどは龍徳寺とほど近い地域の住人で、祠堂銭納入を目的とした寄進・売買が多く、龍徳寺は加地子・小作料を取得した。神社の免田などの売買をみると、住人が管理していた林や堂が無常堂や寺の敷地に転化したりする一方、旧来の村落の公事は住人のもとで維持された。住人は龍徳寺の檀那となりつつ、村落の機能を保持した。

多様な檀那を抱えていた龍徳寺領も、寺領目録にあっても売券が残らない地域があらわれる。売券が寄進者に保留された場合や退転が考えられる。実際、檀那は大永年間以降には松尾氏の活動がみえなくなるなど、その地位が変動していき、永禄年間以降は国枝氏の氏寺に転換していった。売券も祠堂銭の納入が大半だが、国枝氏の本券を明記した寄進状は龍徳寺に本券が伝来しないケースが多く、本券は国枝氏が保留していたと思われる。特に、国枝氏の惣家にその傾向が強く、在地の直接農業経営から離脱するようになった。龍徳寺では祠堂銭の取得などがみえ

るが、寄進・買得によって得た従来の村落維持機能は寺院へと転換し、また、寺院の基盤は国枝氏らの活動が支えていた。

筆者は、かつて下総香取神社の買主未記載の売券が売主の家に伝来した事例から、社家全体が法人としての性格をもって売券が売主の元にもどる場合と推定した¹¹⁾。売主にもどるケースは龍徳寺の場合は希薄だが、龍徳寺文書の土地売買圏は狭い。関連するのは、宝徳元(一四四九)年八月一五日の高梨一族規式である(高梨文書、『中世法制史料集』第四卷一七四)。南条道高以下二五名が連署した一族の契状で以下の条項がみえる。

一、利銭・出拳、地下之沽却状ニ売主之名字書事者、常之法意也、自今以後不書買主其名借状、従何方出来候共、不可立用候、

利銭・出拳や在地の売券に売主の名字を書くことは一般的としたうえで、買主を書かない借状は証拠能力はないといっている。利銭・出拳は借物で、借券は借主が元利を支払えば貸主から借主にもどる性格のものである¹²⁾。売券も借状に同列化され、借状に買主を明記することが求められた。高梨一族以外への土地の売却に対処して新たに制定されたのだろう¹³⁾。国枝氏の借状もどきの売券や関与の売券が龍徳寺に移行することなく在地で保留されたことにも、この種の性格があるのではなからうか。こうしたことは、湯浅治久氏が近江大原観音寺の惣の土地売買を例に、売買の形態をとっていても実態は土地を質物にした構成員間の流行行為と位置付けた例に近い¹⁴⁾。龍徳寺の買主未記載の売券も、買主を書かないことで売券の持ち主がその時の在地からの得分権利者との暗黙の了解があったとみられ、実態は借状と類似しよう。買主を記載しないほうが一時的な貸借を買主(債権者)の変化に即応できる点で有効

で、買主未記載であれば徳政令が發布されても債権者を文書で証拠付けることはできない。買主に有利な売券といえる。

一方、一般には売券のなかで買主未記載の売券は少ない。買主未記載の売券は、売主・買主の権利を在地で暗黙の内に相互に確認できる緊密な関係を抜きにしてはありえない。売券をもつものがその時の得分取得者と認知する売主・買主の相互信用が背景にある。売券の実際の保有者は債権者に近く、在地社会の成熟と売買の事実を暗黙に認知する狭い上下関係の存在があつてはじめて機能したと思われる。龍徳寺に買主未記載の売券が多数伝来することは、龍徳寺が村落の機能を吸収した存在だったからと考えられる。その点で、本券は必ずしも龍徳寺が保有する必要はなかつたろう。龍徳寺は祠堂銭を取得するが、収納実務は在地に保留されたのではなからうか。

注

- (1) 吉岡勲「中世の池田」(『池田町史 通史編』第五章第三節、一九七八年)、圭室文雄編『日本名刹大事典』(一九九二年、川並秀賢執筆)。なお、池田教依は「寺院明細帳」に龍徳寺殿玄関宗入大居士(応永一五年三月二日没)とみえる。なお、『揖斐郡志』は観応二年の開基を正伝としているが、雲門寺が禅宗寺院に変じたことは認めている(一九二四年)。
- (2) 慶長一四年以前に整理された帖ごとの順にしたがって翻刻・編集されている。
- (3) 写本「古記写」からの紹介。
- (4) 『龍徳寺文書調査報告書』(池田町教育委員会、二〇〇四年)、『龍徳寺文書調査報告書(II)』(池田町教育委員会、二〇〇七年)。
- (5) 「解題」(岐阜県史 史料編 古代・中世一)が、その要をつくしている。龍徳寺文書の祠堂銭関連の売券は、小葉田淳「中世に於ける祠堂銭に就て——社寺の経済組織の研究——」(『歴史と地理』二九一、一九三二

年)が紹介している。

- (6) 今西康彦「中世末地方寺院経済の一面——池田本郷の龍徳寺の場合——」(『岐阜史学』二六、一九五一年)。
- (7) 大山喬平「公方年貢について——美濃国龍徳寺の売券——」(『人文研究』(大阪市立大学文学部)二二一四、一九七一年)。
- (8) 大山喬平「中世末期の地主的土地所有——美濃国龍徳寺の売券——」(『赤松俊秀教授退官記念国史論集』、一九七二年)。
- (9) 高牧実「織田政権下の美濃村落」(『幕藩制確立期の村落』第一章、一九七三年)。
- (10) 宝月圭吾「中世の祠堂銭について」(『中世日本の売券と徳政』、一九九九年、初出は「志茂樹博士喜寿記念会編」『志茂樹博士喜寿記念論集』収録、一九七一年)。
- (11) 丸山幸太郎「龍徳寺の沿革」(『龍徳寺中世文書の概要』(『龍徳寺文書調査報告書』、池田町教育委員会、二〇〇四年)。
- (12) 前注(一)吉岡勲執筆担当分。
- (13) 前注(一)大山論文。
- (14) 網野善彦「美濃国」(『日本中世土地制度史の研究』、一九九一年、初出は一九六九年)、稲葉伸道「美濃国」(『講座 日本荘園史 5 東海・関東・東海地方の荘園』、一九九〇年)。熊野社には大永年間の宮座の文書がある。「池田江戸」は本郷近辺の地名で「江渡」とも書き「ゴウド」ともよんでいる(「解題」『岐阜県史 史料編 古代・中世一』。高牧氏は下東野の小字上河戸・下河戸をさすかと、指摘されている(前注(9)論文)。
- (15) 佐藤進一「売券」(『新版 古文書学入門』、二〇〇三年)、勝俣鎮夫「証書類」(『概説古文書学 古代・中世』、一九八三年)。
- (16) 売券の様式変化を数量的に分析した滝沢武雄『売券の古文書学的研究』(二〇〇六年)にも、①文治三年五月一日、多中子家地売券(内閣文庫大和国古文書)、②明德三年三月一日、重円売券(東大寺文書)、③永享八年一〇月五日、慧秀寺白香売券(大徳寺文書)がみえる。
- (17) 吉岡勲「平野荘の衰亡」(『神戸町史 上巻』、一九六九年)。
- (18) 前注(9)高牧論文。「龍徳寺文書」一〇一・一五がその対象とされた。
- (19) 丸山幸太郎「龍徳寺中世文書の概要」(『龍徳寺文書調査報告書』、池田中世美濃龍徳寺の売券と在地社会(福島))

町教育委員会、二〇〇四年)。「岐阜県史」は「龍徳寺領平野田地目録」としたが、文書の冒頭部分を重視して「平野田地目録」としておく。

- (20) 前注(8)大山論文。
- (21) 保泉寺(「泉寺」か)・現福寺ともに所在地など不明。
- (22) 原文書・写真を参照していないことをお断りしておく。『五体字類』二八一・三六一頁の字形から推測した。なお、池田町・神戸町域に「坪浦」の地名はないが、神戸町には更屋敷に村浦・西浦、柳瀬に船戸浦と散見される(「小字一覽」『角川日本地名大辞典』)。坪浦が平野荘内にあった可能性もあろう。
- (23) ①②⑥が「山上」年貢未納による売買、②③、⑦①、⑦②、⑩には売主に、⑩①には買主に平野荘とある。⑧には「本荘保」、④⑤に「東本荘泉寺」、⑤の売主に「本荘田村」、⑧⑨⑩⑪⑫に土地の所在または売主に「田村」がみえ、平野荘域と考えて差し支えない(史料に見える中世の地名・人名)『神戸町史 上巻』参照。⑩の小松島居前は不明だが、これ以外は平野荘域としてよいと思われる。
- (24) 前注(19)丸山報告の文書解説二。
- (25) 「史料に見える中世の地名・人名」(『神戸町史 上巻』、中野効四郎「室町時代の濃尾両国」(『岐阜県史 通史編 中世』、一九六九年)参照。
- (26) 前注(一)吉岡勲執筆担当分。
- (27) 目録中には寛正二年・文明六年のものもあつて端裏書の内容とそぐわない部分もあるが(②③)、宝徳四(一四五二)年は他に証明する素材はない。
- (28) 前注(19)丸山報告の文書解説二。
- (29) 前注(8)大山論文で、③の公方年貢七二文と補記された七〇〇文の記載は、七〇〇文から七二文を引いた差額六二八文が加地子得分にあたることと解釈された。なお、目録では「六百文 安次道明 兵衛」、脇に小さく「当知行 作人」とある。加地子分などの減額を示そうか。
- (30) 前注(8)大山論文。なお、平野田地目録には、後の売券にみえる祠堂銭の關係がみられない。
- (31) 別当の呼称から神宮寺の別当も想定される。
- (32) ⑦は寺内の売買を強調して「門家」への違乱排除を記し、⑩は「違乱・

領あるましく候」とのみある。

- (33) 前注(8)大山論文。なお、在地の自治組織は、観応二年五月二日付けの安次五郎太郎売券には、「本庄保村人沙汰として、わすらいあるへからす候」とあり、売券の発給者に以下のようにみえる(龍文一)。

売主安次五郎太郎(花押)

口入人本庄保村人(花押)

満源内(花押) 藤内入道(略押) 大夫二郎(花押)

衛門亮(花押) 馬亮(花押) 進士太郎(花押)

権守入道(花押) 覚法(花押) 又藤内(略押)

口入人の「本庄保村人(花押)」の表現は、個人が法人としての村を代表していることを示し、つづく九名に代表される住人が共同保証しており地下の実態を示している。網野善彦氏は、右の事例などから本庄保の村人の自治的結合を示すものとし、文明年間までは比叡山の支配が及んだことを指摘された(前注(14)網野論文)。

- (34) 小島荘は京都青蓮院領(揖斐川町小嶋、『日本歴史地名大系21 岐阜県の地名』平凡社、一九八九年)。網野氏は、美濃国内の山門系所領を概観して、小島荘の年貢は毎年九月の舍利報恩会の布施物に当てられたことを指摘している(前注(14)網野論文)。

- (35) 脛長は『日本歴史地名大系21 岐阜県の地名』を参照。

- (36) 前注(1)吉岡勲執筆担当分。

(37) この系図は、他の諸系図と異同があるが、守長・守房・為助に大差はない。国枝氏の系図は、『池田町史 通史編』に揖斐郡志・龍徳寺所蔵・国枝善樹家・国枝一夫所蔵系図(二本)の五本が紹介されている。異同は以下のようにある。

①龍徳寺所蔵国枝氏系譜は、守長を「左衛門治郎、以伊賀改国枝」とし、守房の没年を「明応9・8・6死去」、為助の通称に「弥三郎」を付加、正助の法名を「泰雲宗」とする。

②国枝善樹所蔵国枝氏系譜では、守長に「左衛門次郎」がなく「大和守」、守房は「大和入道源一」、為助には「妻石丸丹波守女」がなく「正助」が付加され、正助には「弥三郎」が付加される。

③国枝一夫所蔵国枝氏系譜は二本あり、右の人物がみられない。

- (38) 平野田地目録が龍徳寺領の全貌を示すものとは言い切れない点と関わる。

(39) 文明一三(一四八二)年の祐宣五郎畠地売券案に三反の地として「小嶋かいたうの北」と小嶋街道がみえる(龍文四九)。小嶋街道は「揖斐郡志」をもとに本郷から田中を経由して小島にいたる道とも考証されている(前注(1)吉岡勲執筆担当分)。小嶋にいたる道で小島荘に含まれる分ではない。

- (40) 前注(19)丸山報告の文書解説四。

(41) 『岐阜県史 史料編 古代・中世一』の解題。田中氏について、吉岡氏は、土岐頼益の子義康が「田中中務大輔」を名乗ったと指摘されたが、田中殿が土岐一族かは保留された(前注(1)吉岡勲執筆担当分、一三七頁)。また、高牧氏は「田中三州入道清元」をさすかとされたが、保留されている(前注(9)論文)。

(42) 『岐阜県史 史料編 古代・中世一』では「正泰四郎兵衛」と翻刻されている。同一文書の別の箇所には「正泰之寄進」とみえる。正泰と四郎兵衛を別人二名と判断して「正泰・四郎兵衛」、正泰の子が四郎兵衛とみて「正泰ノ四郎兵衛」とも解釈しうるが判然としない。

(43) 「たかつき田」「たかつき方」の「たかつき」は高春かとされる(前注(1)吉岡勲執筆担当分、一三五頁)。

(44) 法泉庵は、目録の「法泉庵本坊主之寄進」からみて、脛長に法泉庵をかまえた本来の僧(開山)の寄進分だろう。在地有力者の私領にかまえられる寺庵と推察される。

(45) 経営が順調ではなかったことは、明応四(一四九五)年の龍徳寺寺領目録に文明一八年に代官山本方の押領が記されている点からうかがえる。

(46) 龍徳寺再興の時期をめぐるのは、悟溪義筆西川道号竝頌がある(龍文一八二)。上部に「西川」と大書して、下部に以下のように記す。

開國蠶鼓有故蹤、錦江一道水溶々、三蘊間出宋天下、万仞眉出壓衆峰
右、爲宗海首座、賦西川号、
文明甲寅仲夏上休日
正法山主悟溪宗頓首(印)

「文明甲寅仲夏」に瑞龍寺の悟溪宗頓が、同寺の首座宗洵に「西川」の

道号を与えたことが確認される。「西川」は杭瀬川をさすとされ、西川宗海が龍徳寺に入寺する際に与えたとされる。ただし文明年間に「甲寅」はない。丸山氏は、「甲」「庚」と音が通じることから文明二年（庚寅）とされた（前注〔1〕丸山報告）。

(47) 『揖斐郡志』収録で龍徳寺に伝来しない売券一通が、丸山氏によって紹介されているので、以下にかかげておく。

永代売渡地蔵堂旧地売券

合書段小者、在坪、斗代、東うなきみそ、右大、左大、合（一）、

右、件堂地は、依有要用、代銭貳貫伍百文に永代処売申実正成、但、多年御年貢貳百文御沙汰にて、壹石貳斗米可有御納候、此外は不可有公事物に、於子々孫々不可有違乱煩候、若兎角申候者出来候者、於公方盗人之御沙汰と可有候、仍為後証之売券状如件、

文安五年戊辰十二月晦日 売主

池田浄連右馬次郎在判

(48) 池田の住人は池田市庭(④⑦⑬)、満屋(三屋)(⑩⑫⑮)、八日市庭(⑨)、あかめかいと(③)がみえる。市庭の右近二郎の「市庭」も池田市庭・八日市庭のどちらかかと思われる(②)。沓井住人には荒尾氏がみえ(⑪⑭⑯⑰⑱)、他に一色・下一色の住人(⑤⑧)がある。池田若一王子社に關わる赤垣の祢宜五郎(⑥)も池田の住人だろう。なお、「あかめかい」との御神田「は若一王子社の神田とされている(『日本歴史地名大系』21 岐阜県の地名、一九八九年)。また、⑳㉑は一色・下一色の売券と關わる太郎か宮の御神領の売券で、太郎の宮は本郷であるから、これも池田である。

(49) 前注(7)大山論文。Aに三通(龍文五五・五六・五七)、Bに二通の案文がある(龍文九九・一〇〇)。Aの肩書に「ゆみや」とみえる部分がBの他の案文では「売主池田八日市庭住人」「うり主池田八日市庭之住人」と異なる。Bにみえるように二郎衛門の屋号が「弓屋」をさす。

(50) B松尾益里寄進状案には「彼下地之本券二通相添」とあって、本券がA以外にもう一通あることを示す。

(51) 前注(7)大山論文。

(52) 二〇〇七年一月九日、現地で確認。

中世美濃龍徳寺の売券と在地社会(福島)

(53) 後述する「松尾殿」の例から、請人(寄進の媒介者)を示すものか。

(54) 『岐阜県史』史料編 古代中世二には「本紙ト切離シ表装シアルモ、恐ラク端裏書ナリシナラン」と注記される。

(55) 前注〔19〕丸山報告の文書解説五。

(56) ②文明六年の右近二郎売券は、田積二反、本年貢二〇〇文、加地子五〇〇文で若一王子社の神田であった(龍文一六)。関連して、永正一四(一五一七)年の徳蔭院宗珍寄進状には、寄進した土地の中に田積二反、本年貢二〇〇文、分錢七〇〇文の若一王子神田がみえ(龍文八五)、後者の分錢が本年貢と加地子をあわせた分とするときわめて近いことになり、徳蔭院宗珍がその候補となる。

(57) 光素寄進状の付箋には「此茶園ハ、南之野之内之由、今ハ話ニも不留也」とある。ある時期から、具体的な場所を確認できなくなったとみられる。

(58) 左近二郎は⑫の「池田之住人 三屋の左近二郎」と同一人とみられる。

(59) この売券には前欠の正文(龍文一一〇)と案文があり(龍文一一一)、正文の前欠部分を案文から補った。

(60) 「つやの左近」は、⑩⑫からみて「みつや」で「み」が脱落した可能性が高い。

(61) あかめかいとの神田売却者は、④池田市庭住人右近二郎、⑬池田市庭住人道世右近のほかに、若一王子社の神田の売却者に市庭の右近二郎(②)がいる。②④は同一人物で、②の市庭も池田市庭ではなかるうか。

(62) 前注〔1〕吉岡勲執筆担当分、二四九頁。

(63) 松尾益里売券には「貳百五文」とあるが、「貳百五文」と思われる(後述)。

(64) Bの封紙ウハ書にみえる差出人「け□□ん」は桂岩とみられる。

(65) 「無尽蔵」が祠堂銭の機能を表象していることは、中島圭一氏の指摘がある(『中世後期の祠堂銭について』『史学雑誌』一〇二一一二、一九九三年)。

(66) 玄沼入牌料寄進状にみえる沓井所在の田一反分の年貢は斗代一石二斗とある。一〇月一八日付け末松宗徳書状には、沓井の本年貢一石二斗成の土地の年貢収納をめぐって、末松宗徳の「拙夫」が八斗で契約し、龍徳寺と

の間で齟齬をきたし「野帳」との照合を龍徳寺に求めている(龍文三五)。両者が関連すれば、玄沼・宗徳は親子関係となる。

- (67) ⑩明応元年の沓井住人荒尾の九郎右衛門売券には二月と一〇月(龍文六四)、⑪明応二年の沓井荒尾の住人道流売券には二月二日と八月八日(龍文六六)、⑫明応三年の沓井住人荒尾の九郎右衛門売券には四月・六月・一〇月を含む年五回にわけて収納するとある。二月・四月・六月・八月・一〇月の偶数月が確認される。

(68) 麦・米の収穫される五月・九月以降の時期と重なる。

- (69) 龍徳寺では九月晦日・一〇月一日が決算日になっていたことは、天文年間龍徳寺祠堂方算用状に決算の日が「九月晦日」、冒頭に「十月一日祠堂方」とあることからうかがえる。

(70) ⑬が二反、⑭が一反小とある。他に関連を求めても、中村の分は中村次郎四郎・中村半名・中村初法師の分をあわせて二反小で、整合性は求めにくい。

(71) 前注(一)吉岡勲執筆担当分、二二五頁。

- (72) 神領の売買には、⑮永正一三(一五一六)年の小四郎売券案がある(龍文八二)。太郎か宮の神領ということで年貢二〇文を太郎か宮に納入するとしている。関連しそうなのが永正一四年の龍徳寺創建方宛て永都寺善永寄進状案である(龍文八三)。小作前一七〇文のうち二〇文は太郎か宮へ納めると契約している。

(73) 「本券なし」(『日本中世法史論』、一九七九年)。

- (74) 付箋には「年貢二不合候て、従当寺アケ、今ハ、新六島共ニ興所也」とある。賦課された年貢の内容に合致しないために龍徳寺がこの分を除いて、村の百姓の新六の島と一緒に興した(開発した)と言っている。実態は村の百姓の管理にゆだねられており、近世においても所有関係は曖昧なままだった。

(75) 神戸升は、この売券案にみえ田地一反は「公方御帳面」に載せられ、年貢の得分主は揖斐の土器師の給分だった(龍文七六)。明応二(一四九三)年のはきわらの七郎衛門・同子与七売券にもみえる(龍文六五)。池田北北部地域であろう。田積・所在等は「公方御帳面」に依拠し、「政所下用」と現地管理組織の政所の用途もみえる。「公方御帳面」は池田荘の

領家側の現地支配に関わる帳簿とみられ、神戸升はその公用升ではないかと思われる。

- (76) ⑫と本書状は連続して表装されており、成興寺に関する文書が他にみえない。

(77) 所在は「屋敷のミきり也」と国枝孫三の屋敷に隣接していた。案文には「天文九年」写 小寺藤衛門殿寄進状」とある。小寺藤衛門殿の関連文書はない。寄進状のことを示しており、売券とは異なる文書の内容を記した可能性がある。

- (78) 祠堂御奉行・祠堂方の両者が同一文書内にみえる文明十一年の左衛門四郎売券、明応二年の七郎左衛門売券、大永二年の松尾益里売券には、売券を文中に「祠堂方」と記し宛先を「祠堂御奉行」としている(龍文一九・六五・九八)。祠堂方が組織名称、祠堂奉行はその担当者となる。

(79) 文面に「我等罷出裁許可申候」とみえ、俗人の法名の可能性がある。

- (80) 端裏書は、⑬「文明六年 左衛門大吉」、⑭「写 祠堂方買得田地之売券 湖上司分」、⑮「写 大永五年」、⑯「月岩分 写 大永五年 稲葉光朝書」、⑰「天文十九年 宗珠」とある。⑱が他の文書との関連をうかがわせるが、それ以外は内容の摘記にとどまる。⑲の「湖上司分」も他にみあたらない。今に伝来していない文書が少なからずあったとみられる。

(81) 銘文は「天文」／妙岳塩塵／三月十二日／龍徳院殿」とある。

(82) 国枝氏系図では為助・正助が該当しよう。

(83) 前注(10)宝月論文。

- (84) 大永四(一五二四)年の四郎田地寄進状に「国枝孫六正助」とみえる(龍文一〇三)。

(85) ⑩の宗珠売券を保証した「原口折紙」とは、恐らくは一二月一四日付け末松七郎左衛門秀光宛て原善兵衛尉吉秀書状をさそう(龍文三三)。それには、「りんこうあん」分の去年(天文一八)分が「げん所」(闕所のこと)か)になっていて、龍徳寺の納所とみられる「ゑいしゆそ・くんしゆそ」が原吉秀を訪れ、吉秀は去年分の米を龍徳寺に納入し自身も一作分を寄進したとある。当年(天文一九)年分は「寺町かた」から百姓へ折紙が出されたという。その際に「安房守」の「せうせき」(証跡)があるとしている。

る。安房守某は以前の保証者をさそう。なお、⑩宗珠売券は差出部分の欠落から端裏書の「天文十九年 宗珠」を参照して文書名を付けられたようだが（龍文一一九）、原吉秀書状を対照すれば（龍文三三三）、末松七郎左衛門秀光の可能性もある。そうでない場合は、宗珠自身が末松氏の縁者という関係となる。なお、原氏は土岐氏一族とされる（池田町史 通史編 一三五頁）。

原氏の一作分の龍徳寺への納入の行き違いに関する内容は、同時期と推察される原吉秀書状がある（龍文三四）。年貢納入者の秀蔵主が「りんこうあん」をさそうか。問題の背景には、百姓からの原氏への愁訴があった。

(86) 創建方は、⑨永正一四年の永都寺善永寄進状案の「創建年忌」と関わり（龍文八三三）、開山・開基の年忌にあつたの特例かと思われる。

(87) ⑤⑭⑳には写があり（龍文七一・九四・一一四）、⑤の写の端裏書には「宗寧寄進状写 明応丙辰 三三」とあるが、端裏書の「三三」がどれと連関するかは不明。

(88) 端裏書にも「為宗香寄進状一通并本文一通」とあつて、本券の添付が知られる。

(89) 関連しそうな文書に、延徳二（一四九〇）年の満屋住人二郎の売券があるが、林の所在が「満屋の乾」とあつて方角があわない（龍文六三三）。

(90) 本寄進状にはの田中殿がみえる。この点は先述した。

(91) 端裏書には「泉坊」とあるが、他に所見がなく不明。

(92) 荒尾九郎右衛門は、既述した明応年間以降にみえる沓井の荒尾九郎右衛門と直系になる人物かと思われる。

(93) 「……文成」と銭表示した例は、永正一六年の国枝秀継寄進状案に二「」文成一（龍文九二二）、大永五年の国枝貞次売券案に「壹貫貳百文成一（龍文一〇四）、天文一〇（一五四一）年の末松秀光寄進状に「貳百文成一、永祿六（一五六三）年の龍徳寺役者年貢免状案に「壹貫五十文成一」とみえる（龍文一一七）。

(94) 大永八年の乾増直寄進状案も「本売券」がみえるが、該当しそうな売券はみあたらない（龍文一〇九）。本券の存在を明記する永正一四年頃までは判明する例が多い点からすると、違和感は否めない。

中世美濃龍徳寺の売券と在地社会（福島）

(95) 高牧氏は、同文書を証拠に天文一〇年までに秀光が国枝氏の被官となつていたとされた（前注〔10〕論文）。また、『池田町史 通史編』二一六・二一七頁。同書二二二頁には、本寄進状から天文一〇（一五四一）年ころには国枝氏の惣領の地位にあつたとされている。

(96) なお、秀光寄進状に国枝大和守が加判したものは龍徳寺文書にみあたらない。

(97) 末松氏にはこれ以外に本券を明示しない⑳大永六（一五二六）年二月一日付け末松四郎衛門里重寄進状がある（龍文一〇七）。この寄進状の「祠堂方へ御納可有候」の「納」の部分に裏花押がある。訂正印の花押、または責任をもつもの花押の可能性があるが、原文書等で検証していないため判断を留保しておく。

(98) ⑪には「徳蔭寄進状并売券一進^{（通カ）}」と売券が添付されていた。本券のてがかりは、⑩宗珍寄進状の「一反小」の地下くらいである。「一反小」がみえる文書には、明応二年の沓井荒尾之住人道流売券があるが、裏花押もなく本券ではない（龍文六六六）。

(99) 末松七郎左衛門に関して、天正一二（一五八四）年一月一八日の渡辺正久年貢請状には、「先年宗徳・新介殿肝煎にて、親にて候者之時に、定納七百文ニ相定請申候」とある（龍文二五）。宗徳が末松七郎左衛門尉にあたろうか。

(100) 龍徳寺宛ての書状の多くは、書止が「恐惶敬白」「恐惶謹言」「恐々敬白」だが、「恐々謹言」と略式である。国枝古泰は龍徳寺と近距離にあつて「恐々謹言」を使用したか、宛先の納所禪師が特段の敬意をほらう対象ではなかったのだろう。

(101) 国枝宗龍・古泰の親子関係の記述と宗龍の没年は、国枝氏系譜による『池田町史 通史編』二二六～二二九頁。

(102) 寄進目的は、多くが没後供養の霊供米（①④⑤③⑥）、年忌・月忌・毎日霊供（③⑨⑭）、入牌料（⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕）、御弔（⑮⑳）で「菩提」祠堂」と記す⑦⑧⑩⑬⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺も没後供養の可能性が高く、生前の逆修供養は⑥㉑に限られる。これと文面からみて、没後と判断した。

(103) 前注〔9〕高牧論文。

(104) 『池田町史 通史編』二七〇頁、高牧前注〔9〕論文。そのときの七月二

日付け織田信長感状には近隣の市橋氏らとともに織田方であったことがみえる(国枝文書一)。

(105) 『池田町史 通史編』一三二頁。

(106) 守房―為助―正助の三人は単線をつなぎ、正助の子宗龍には多数の兄弟があつて複雑化していく。龍徳寺文書の本文での考証と違和感が残る。

(107) 重元・重宗・国祐・不斎・宗元の六名の系譜関係は、『揖斐郡志』所収・龍徳寺所蔵・国枝氏所蔵系譜で異なる。重元中心にみると、重宗(重元叔父〔揖斐〕、重元兄弟〔龍徳寺〕、重元甥〔国枝〕)、国祐(所見ナシ)、不斎(重元叔父〔揖斐〕、重元兄弟〔龍徳寺・国枝〕)、宗元(重元叔父〔揖斐〕、重元兄弟〔龍徳寺・国枝〕)となる。

(108) ③③③④でも同様にみえる(龍文一六七・一七〇・一七二)。

(109) 「石河給」は「石河様」ともみえ、信長が安土城へと移る時期にあたる。この時期の知行再編と関係していよう。『揖斐郡志』は石河氏が「厚見の市橋荘に」拠点をすえた一族と記す。谷口克広『織田信長家臣人名辞典』(一九九五年)を参照したが、不明。

(110) 小作関係の契約には、③⑧の土地には天正一二(一五八四)年の小作人白鳥任人弥七郎の年貢請文(龍文二六)、天正一四年の小作大田の吉藏の請文がある(龍文二八)。

(111) 拙稿「香取神社の売券と社家文書」(『香取神社目録』、千葉県、一九九九年)。

(112) 佐藤進一「借用状」(『新版 古文書学入門』、二〇〇三年)。関連して、流質に関する例をあげると、安貞二年二月一六日の平某家地流文案は売券の手継証文の連券の一通の流文だが、宛先は明記されておらず、その後売券の手継証文の冒頭におかれておりこれに担保者の名はない(東寺百合文書)。

(113) この場合は債権者をさすとみられよう。

(114) 借状・売券が類似するものとされた例には、天文七(一五三八)年九月二一日の浅井亮政徳条書案があり、以下のようにみえる(菅浦文書、『中世法制史料集』第四卷一三三九)。

一、借書を売券ニ相調ル借物可有奇破、去年丁酉、其下地之年貢藏方へ於納所者、不可行徳政、并詞堂銭事、

六角氏に敗北した後の浅井氏が発給した条書と位置付けられるものである。借状が預状と同一とされ、預状でも利息付きのものが借状とされ徳政対象となったのに、利息を付けない預状は徳政から除外されていた(藤木久志「村の隠物・預物」『ことばの文化史(中世)』、一九八八年)。借状を売券に切り替える操作をした借物(担保)は破棄対象で、下地の本年貢徴収を義務化しようとしたものとみられよう。これに祠堂銭が付加されていることは、菅浦住人の惣内寺院に売却・寄進した祠堂銭も借状と同一視していたことを物語る。なお、菅浦文書にも宛先のない売券に応永一七年の菅浦住人しん六屋敷売券(菅浦文書三三六)、応永四年の以阿弥島地売券(菅浦文書三五二)がある。菅浦文書は、滋賀大学日本経済研究所史料館編纂『菅浦文書 上巻』(一九六〇年)によつた。

(115) 「戦国期の『徳政』と在地社会——主に村落との関係で——」(『中世後期の地域と在地領主』、二〇〇二年)。

〔付記〕龍徳寺の池田稚子様には、突然の龍徳寺訪問にもかかわらず、丁寧な御教示を賜りましたこと、記して感謝申し上げます。